第４１７回香川海区漁業調整委員会次第

日　　時　　令和８年９月16日（水）
13:00～14:30

場　　所　　高松市北浜町８－２５
漁連会館５階　中会議室

１　開　　会

２　挨　　拶

３　議事録署名人の指名

４　議　　題

１）香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について（協議）
２）全国海区漁業調整委員会連合会による国への要望（令和９年度）等について（協議）
３）令和８年度（第61回）全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック協議会の開催について（報告）
４）資源管理の状況等の報告（共同漁業権、定置漁業権）について（報告）
５）次期漁業権一斉切替えに向けたスケジュールについて（報告）
６）その他

５　その他

R8.9.16　資料１
香川海区漁業調整委員会

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について

１　改正理由

平成16年に、行政手続等の電子化による県民の利便性の向上及び行政運営の簡素化・効率化を図るため、「香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」（以下「オンライン化条例」という。）が制定された。

これを受け、海区漁業調整委員会においても、同条例に準じて委員会に係る手続を電子的に行うための規程を制定している。今般、オンライン化条例の改正により、令和８年４月１日から、一定の電子的な情報提供等により必要な情報を確認できる場合に、申請等に係る添付書面等を省略できる制度が設けられたことから、これを香川海区漁業調整委員会の規程に基づく手続にも適用できるようにするため、同委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程第１項に、同条例第８条を追加するものである。

２　改正案

改正後	改正前
１　香川海区漁業調整委員会規程の規定により香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条まで及び第８条の規定の例による。	１　香川海区漁業調整委員会規程の規定により香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条までの規定の例による。
２　略	２　略

【参　考】

オンライン化条例・規則の一部改正（第８条追加）　R8改正

・県民の利便性向上のために、登記簿謄本など県側がシステム等で直接確認できる情報やマイナンバーカード等の電子署名や登記情報のオンライン連携を活用することで、紙の各種証明書添付を不要とする第８条を追加

オンライン化条例　第８条抜粋

（添付書面等の省略）

第８条　申請等をする者に係る登記事項証明書その他の規則等で定める書面であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を利用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

オンライン化規則　第８条概要

対象となる書類	省略・代替するための措置
不動産登記事項証明書	所在・地番や不動産の識別番号や登記情報提供サービスの番号等の提供
商業登記事項証明書	法人番号、会社法人等番号または電子証明書付きデータの提供
住民票の写し等	マイナンバーカードの提示等
印鑑証明書（法人・個人）	商業登記に基づく電子署名やマイナンバーカードの電子署名の提供
財務諸表等	インターネット上で５年間誰でも閲覧できる状態にしておく

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年９月　日

香川海区漁業調整委員会会長　　北　尾　登　史　郎

香川海区漁業調整委員会規程第　号

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年香川海区漁業調整委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
１　香川海区漁業調整委員会規程の規定により香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条まで及び第８条の規定の例による。 ２　略	１　香川海区漁業調整委員会規程の規定により香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条までの規定の例による。 ２　略

附　則

この規程は、令和８年９月　日から施行する。

【改正溶け込み版】

○香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

令和8年9月　日海区漁業調整委員会規程第　号

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

香川海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

1　香川海区漁業調整委員会規程の規定により香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に対して行い、又は委員会が行う申請、届出その他の手続等については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号）第３条から第６条まで及び第８条の規定の例による。

2　委員会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令、条例及び他の規程に特別の定めのあるもののほか、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附　則

この規程は、平成16年12月10日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年9月　日から施行する。

○香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成16年３月26日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　条例等　条例及び規則（議会の会議規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第２項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。

（２）　規則等　規則及び議長の定めをいう。

（３）　県の機関等　次に掲げるものをいう。

ア　県の機関

イ　県の機関が法律又は条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその代表者を含む。）

（４）　書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

（５）　署名等　署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

（６）　電磁的記録　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（７）　申請等　申請、届出その他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。

（８）　処分通知等　処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

（９）　縦覧等　法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されて

いる事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10)　作成等　法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(11)　手続等　申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第３条　県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

２　前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

３　第１項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

４　第１項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第４条　県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

２　前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

３　第１項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4　第１項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第５条　県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

２　前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第６条　県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

２　前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

３　第１項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（適用除外）

第７条　別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

（添付書面等の省略）

第８条　申請等をする者に係る登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添

付することを要しない。

（手続等に係る情報システムの整備等）

第９条　県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

３　県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第10条　知事は、少なくとも毎年度１回、県の機関等（議会を除く。）が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

２　議長は、少なくとも毎年度１回、議会が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

○香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成16年７月27日規則第73号

（趣旨）

第１条　この規則は、知事等に係る手続等について、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第１号。以下「情報通信技術利用条例」という。）において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　知事等　知事若しくは知事の補助機関その他の知事の権限に属する事務に関し県に置かれる機関又はこれらの機関の事務を処理する情報通信技術利用条例第２条第３号イに掲げる者をいう。

（２）　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

（３）　電子証明書　次に掲げるものをいう。

ア　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書

イ　商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の２第１項及び第３項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、ア又はイに掲げるものと同等の機能を有するものとして、知事等が定めるもの

（電子情報処理組織による申請等）

第３条　電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第３条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び第３項において同じ。）を使用して申請等を行う者は、知事等の定めるところにより、知事等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

２　前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等を行った者を

確認するための措置であって知事等の定めるものを講ずるとき又は県の機関が申請等を行う場合において知事の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3　第１項の規定により申請等を行う者は、知事等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び知事等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4　他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第１項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第４条　知事等は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第３条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第４条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第３項並びに第７条第２項において同じ。）を使用して行うことができる。

2　前項に規定する場合を除くほか、知事等は、処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して受けることを申し出たときは、これを電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3　知事等は、前２項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を電子情報処理組織に係る知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行うものとする。

4　前項の場合において、知事等は、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録するものとする。ただし、県の機関に対する処分通知等を知事の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

5　知事等は、第３項の規定による処分通知等を受ける者が同項の規定により記録された事項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時から24時間以内に記録しないときその他知事等が必要と認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第５条　知事等は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子

計算機の映像面に当該事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第６条　知事等は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第７条　情報通信技術利用条例第３条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること、若しくは第３条第２項ただし書に規定する措置を講ずること、又は県の機関が申請等を行う場合において知事の定める情報処理システムを使用して行うこととする。

２　情報通信技術利用条例第４条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて電子情報処理組織に係る知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において知事の定める情報処理システムを使用して行うこととする。

３　情報通信技術利用条例第６条第３項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は知事の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

（情報通信技術利用条例第８条の規則で定める書面等及び措置）

第８条　情報通信技術利用条例第８条の規則で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
１　不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第１項に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 （１）　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の知事等への提供 ア　土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 イ　建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び

	土地の地番並びに当該建物の家屋番号 ウ　不動産登記令（平成16年政令第379号）第６条第１項に規定する不動産識別事項 （２）　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、知事等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第２条第１項に規定する登記情報の送信を同法第３条第２項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該知事等への提供
２　商業登記法第10条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 （１）　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の知事等への提供 ア　商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号 ウ　商業登記法第７条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号 （２）　１の項(２)に掲げる措置 （３）　電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の２第１項及び第３項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供 （４）　電子情報処理組織を使用する方法により行う、第２条第２項第３号ウに掲げる電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の知事等への提供
３　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第１項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 （１）　電子情報処理組織を使用する方法により行う、第２条第２項第３号アに掲げる電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第２条第１項に規定する電子署名が行われた情報の知事等への提供

	(2)　電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の知事等への提供 (3)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カードの知事等への提示又は同法第18条の２第６項の規定による同法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録の知事等への送信 (4)　２の項(4)に掲げる措置
4　商業登記法第12条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	２の項(3)に掲げる措置
5　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書	３の項(1)に掲げる措置
6　財務諸表等	財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第223条に規定する電磁的方法により、申請等を行った日から５年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置
7　知事が定める書面等	知事が定める措置

R8.9.16　資料2
香川海区漁業調整委員会

全国海区漁業調整委員会連合会による国への要望（令和９年度）等について

1.　令和９年度の国への要望について

令和９年度の国への要望について、令和８年４月17日付け８全漁調連第４号にて、全国漁業調整委員会連合会事務局（山口海区）から「たたき台」の送付及び要望案の検討について依頼がありました。このことについて、御意見（要望事項の文言修正、新規要望等）がございましたら、別紙_様式１（個票）により御回答願います。

なお、御回答にあたりましては、以下添付資料を御参照ください。

・令和９年度要望「たたき台」
・令和８年度全漁調連要望活動結果（国からの回答）
・平成19年６月29日付け全漁調連19第12号の留意事項（別紙参考）

2.　協議事項及び情報交換事項について

国等への要望事項以外で、当会議において協議及び情報交換を希望する事項がありましたら、別紙_様式２により御回答ください。

3.　提出期限等

上記１～２について、御意見等ございましたら令和８年９月30日(水)までに香川海区漁業調整委員会事務局までFAX又はメールで御提出ください。

4.　要望書作成等のスケジュール

時　期	内　容
R8.10～11	【各ブロック会議】 → Ｒ９要望取りまとめ （西日本ブロック会議：11/5～6）
R8.11～	全漁調連事務局（山口海区）がＲ９要望書（案）を作成
R8.12～	【全漁調連 会長・副会長会議 等】 → Ｒ９要望書（案）協議・確定
R9.5	【総会】 → Ｒ９要望書決議

香川海区漁業調整委員会事務局
〒760-8570　香川県高松市番町四丁目１番10号（水産課内）
TEL：087-832-3477
FAX：087-806-0200
E-mail：dz3166@pref.kagawa.lg.jp

別紙

【様式1】令和9年度全漁調連要望見直しに係る個票

[ご芳名：　　]

No.	要望項目	区分	意見	理由	備考

- 区分には、内容変更、削除及び新規を記入
- 意見・理由には、具体的な内容等を記入
- 備考には、必要があるときに補足（新規項目の場合は整理先の大項目等）を記入

<送付先> 香川県水産課資源管理グループ FAX:087−806−0200 メール:dz3116@pref.kagawa.lg.jp

【様式1】令和9年度全漁調連要望見直しに係る個票(記載例)

[ご芳名: ●●●●]

No.	要望項目	区分	意見	理由	備考
1	Ⅳ-1 資源管理制度の運用と資源評価・漁獲把握の充実 (1)資源評価の精度向上	内容変更	「~~」を「~~」に修正すべき	現状に即した表現にするため	
2	Ⅵ-2 海上大規模開発事業の関係者説明	削除	削除すべき	全漁調連の要望としては馴染みにくい	
新1	密漁物の流通排除対策の強化	新規	新たな要望項目として追加すべき 内容は「~~・・・」	近年の課題に対応するため	想定整理先(大項目)は、Ⅱ「沿岸漁場の秩序維持について」

- 区分には、内容変更、削除及び新規を記入
- 意見・理由には、具体的な内容等を記入
- 備考には、必要があるときに補足(新規項目の場合は整理先の大項目等)を記入

別紙

【様式2】協議事項(情報交換事項)等について

[ご芳名:　　]

No.	項目名	提案理由	内容(事前に各海区に照会する事項等)

<送付先> 香川県水産課資源管理グループ FAX:087−806−0200 メール:dz3116@pref.kagawa.lg.jp

令和9年度要望「たたき台」

令和8年（2026年）4月
全漁調連事務局

赤字：事務局案※
赤字：事務局幹事会（R8.2）後、幹事会海区事務局の意見を踏まえ修正した箇所
赤字：理事会（R8.3）において、R8要望（案）に対する意見を踏まえ修正した箇所
■：R8要望（案）における旧分類の項目
※「前文」については、R8要望（案）を参考に、R9要望たたき台で再編した項目内容を踏まえ、事務局で作成

冒頭前文

令和2年12月、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の持続的な利用の確保を基本に、資源管理の強化、水面の総合的な利用、密漁対策の強化など、水産政策をめぐる制度運用は大きく変化してきました。

また、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画では、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」、「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」、「地域を支える漁村の活性化の推進」を柱として、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

このような状況の下、地域の実情に即した漁業調整を担ってきた海区漁業調整委員会は、各種水産施策を現場で具体化していく上で、その役割の重要性が一層高まっており、引き続き十分に機能を発揮していくことが求められています。

沿岸漁場においては、違法操業や密漁が依然として後を絶たず、流通段階も含めた「密漁もの」の排除と一体となった取締りの強化により、漁業秩序の維持を図る必要があります。

また、沿岸漁業と沖合（大臣許可）漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあることから、操業秩序の確保を前提に、漁場利用や資源利用をめぐる調整を進め、相互理解の下で共存共栄を図っていくことが重要です。

さらに、沿岸資源を持続的かつ適正に利用していくためには、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の適切な評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用を進める必要があります。そのためには、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図りながら、資源管理の実効性を高めていかなければなりません。一方で太平洋クロマグロをはじめとす

る広域資源や、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸重要資源の管理においては、国際的な資源管理との整合を踏まえた適切な対応が求められています。

また、我が国周辺水域をめぐっては、近隣諸国との協議が続けられているものの、排他的経済水域（以下「EEZ」という。）や暫定水域等において、なお大きな課題が残されています。外国漁船による違法操業や無秩序な操業、投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響、我が国漁船の操業や漁具への被害に加え、外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操業できる環境の確保が重要となっています。北朝鮮による弾道ミサイル発射も、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

加えて、海面利用の多様化に伴い、遊漁やプレジャーボート等の海洋レジャーと漁業との摩擦、事故防止と漁業被害の抑止、資源管理の実効性の確保など、海面利用をめぐる調整の重要性も一層高まっています。

以上の状況を踏まえ、全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和9年5月○日の第63回通常総会において、上記問題を解決するため、全会一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和9年○月○日

全国海区漁業調整委員会連合会

会長　中島　均

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者を主体に、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理など、幅広い役割を担い、その適切な運用を通じて漁業制度の円滑な運営に寄与してきました。

近年、漁業調整や資源管理をめぐる課題が複雑化・多様化する中、海区漁業調整委員会に求められる役割は一層重要となっており、引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構としてその機能を十分に発揮していく必要があります。

また、これらの課題に的確に対応するためには、委員の資質向上を図るとともに、十分な議論の場を確保し、それを支える安定した財政基盤を確保することが不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とする組織として、その権限と役割が今後も十分に発揮されるよう制度運用を図ること。

■ Ⅰ-1

2 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与できるよう、国は海区漁業調整委員、地方自治体及び漁業関係者に対し、必要な情報提供と適切な指導・助言を行うこと。

漁業調整や資源管理をはじめとする広範な事案について、公平公正な審議を行うためには、専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

■ Ⅰ-3

3 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、引き続き安定した財政基盤を確保すること。

■ Ⅰ-2

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

密漁をはじめとする違法操業は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するだけでなく、漁業者が取り組む種苗放流や資源管理への意欲を減退させるなど、沿岸漁場の秩序を揺るがす大きな要因となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則の強化が図られたものの、依然として密漁は巧妙化・広域化し、組織的な違法操業への対応が課題となっていることから、取締体制の強化や関係機関の連携強化を引き続き進めていく必要があります。

また、密漁の未然防止と漁業秩序の維持を図るためには、現場における取締りや啓発活動への支援に加え、生産者、流通関係者等が連携し、「密漁もの」の排除と流通の透明化を一体的に進めていくことが必要です。

つきましては、沿岸漁場の秩序維持について、次のとおり要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

(1) 組織化及び広域化する密漁に対処するため、定期的な連絡会議や都道府県との情報交換を通じ、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制を一層強化するとともに、警察庁とも引き続き協力・連携し、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

■ Ⅱ-1-(1)

(2) 漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

■ Ⅱ-1-(2)

(3) 漁業者が実施する密漁パトロールに要する費用や、密漁防止看板の設置等の啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を拡充すること。

■ Ⅱ-1-(3)

2 「密漁もの」の流通防止

(1) 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を排除するよう指導・啓発と監視体制を強化すること。

■ Ⅱ-2-(1)、(2)

(2) 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者への周知を引き続き徹底

するとともに、シラスウナギなど県域を越えて広域に流通する資源については、国主導で流通の透明化を図ること。

■ Ⅱ-2-(3)、(4)

Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について

沿岸漁業と沖合（大臣許可）漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあり、操業形態や漁獲特性の違いから、漁場利用や資源利用をめぐる調整が恒常的な課題となっています。

沿岸漁業者は、地域に根ざした操業の中で自主的な資源管理にも取り組んできましたが、沖合漁業による大量漁獲や操業の広域化・大規模化に対する懸念は依然として解消されていません。

このため、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図っていくためには、関係者間の協議を継続的に行い、漁場利用や資源管理の在り方について相互理解を深めるとともに、沖合漁業に対しては、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を徹底する必要があります。

また、大臣許可漁業については、漁船の大型化や操業の広域化に伴い、沿岸漁業との漁場競合や操業秩序をめぐる懸念が生じていることから、操業実態を的確に把握し、監視・取締り体制を強化し、操業秩序の確立を図る必要があります。

つきましては、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、次のとおり要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業との共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。

また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。

さらに、大臣許可漁業の漁船の大型化に当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。

■ Ⅳ-1-(1)、(4)

2 大臣許可漁業の操業秩序と監視・取締り

(1) 大臣許可漁業の操業監視・取締り体制の強化（VMSの活用等）

大中型まき網漁業の付属船も含め、VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。

また、VMS航跡情報について、国だけでなく都道府県でも確認できるよう、体制を構築すること。

さらに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは把握できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

■ Ⅳ-2-(1)

(2) AISの適切な運用の徹底

AISのさらなる利用普及に努めるとともに、既に義務付けられている常時作動が確実に履行されるよう指導を徹底すること。

■ Ⅳ-2-(2)

Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について

水産資源の持続的な利用を確保するため、沿岸漁業者は、栽培漁業や資源管理の取組を通じて、資源の維持・増大に努めてきました。

一方、資源評価に基づく管理手法の導入やTAC制度の運用が進む中で、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用など、なお解決すべき課題が残されています。

加えて、こうした制度の運用に当たっては、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図っていくことが重要です。

また、太平洋クロマグロについては、資源回復が進む一方で、資源回復や来遊状況の変化に伴う突発的な漁獲への対応、地域・漁業種類間の配分の公平性の確保、いか釣り漁業等への影響への対応、遊漁を含めた管理の実効性確保などの課題が生じています。

さらに、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸漁業にとって重要な資源についても、外国漁船による漁獲や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が資源動態に与える影響を踏まえた適切な管理が必要となっています。

つきましては、沿岸資源の適正な利用について、次のとおり要望いたします。

1 資源管理制度の運用と資源評価・漁獲把握の充実

(1) 資源評価の精度向上

利用可能な最大限の漁獲データに加え、海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境及び水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

その上で、同一資源を利用する外国漁船及び遊漁者の漁獲実態を資源評価に適切に反映させるとともに、研究機関の体制強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。

■ Ⅳ-1-(3) 一段落目
■ Ⅴ-2-(1) 一段落目

(2) 自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価すること。

その上で、当該管理手法が十分な効果を発揮している魚種については、資源評価の中で自主的な資源管理の効果が明確に分かるよう配慮するとともに、漁獲量管理に固執せず自主的な資源管理による対応を検討すること。

従来より関係都道府県が連携して資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持し、必要な支援を行うこと。

■ V-2-(2)

(3) 慎重なTAC導入と柔軟な運用

TAC対象魚種の追加等に当たっては、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、十分な理解と同意を得た上で進めること。

また、資源評価の精度や適正・柔軟なTAC運用方法が十分に確立されていない段階では、過度に厳格な数量管理を行わないこと。

なお、都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通や次期管理期間からの前借、また複数年管理や期中のTAC調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。

■ V-2-(3)

■ V-2-(1) 二段落目

■ V-2-(5)

(4) 漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法については、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定するなど、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に過度な制約が生じないよう、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

また、資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合には、経営を維持するために必要な対策を講じること。

■ V-2-(4)

(5) 混獲削減・選択性向上に資する技術開発

定置網漁業等の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚・小型魚を極力削減する技術について、国主導で開発を進めるとともに、普及が促進されるよう適切な支援策を設けること。

■ Ⅲ-2-(2)-ア

■ V-2-(7)

(6) 漁獲量把握と報告体制の強化

TAC対象魚種について、漁協共販などの既存の管理体制を通さない取引を含め、漁獲から水揚げ・流通に至るまでの実態を把握できる報告・監視体制を整備し、遺漏のない漁獲量把握の仕組みを構築すること。

また、報告の正確性・迅速性を確保しつつ、現場の事務負担の軽減に配慮した報告方式・システムとすること。

■ V-2-(6)、(V-1-(2))

■ Ⅲ-2-(4)

2 太平洋クロマグロの資源管理

(1) 国際会議(WCPFC等)における我が国漁獲枠の確保・拡大

ア 我が国漁獲枠の拡大

太平洋クロマグロの資源回復状況に見合った我が国漁獲枠の拡大が図られるよう、WCPFC等の国際会議において引き続き議論を主導すること。

また、最新の情報が漁獲枠に適時適切に反映されるよう、資源評価の頻度や手法について必要に応じて見直しを行うとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

イ 管理戦略評価(MSE)を踏まえた管理方式の検討と合意形成

資源評価の結果に基づき自動的に漁獲枠が設定されるMSEの議論が進められているが、管理方式の見直しに当たっては、漁業者をはじめ関係者に丁寧に説明し、十分な理解を得て進めること。

■ Ⅲ-1-(1)-ア、イ

(2) 国内配分の公平性確保と留保枠の運用改善

国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、地域・漁業種類間で不公平が生じないよう見直すこと。

また、国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分とするとともに、最大限活用できる仕組みを確立すること。

■ Ⅲ-1-(2)-ア～エ

(3) 沿岸くろまぐろ漁業等の管理の適正化

大臣届出漁業である沿岸まぐろはえ縄漁業者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

■ Ⅲ-1-(3)

(4) いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を加速させること。

■ Ⅲ-2-(2)-イ

(5) 太平洋クロマグロに係る遊漁者等の管理徹底

遊漁者及び遊漁船業者による採捕が資源管理の実効性を損なうことのないよう、現行の採捕規制及び採捕報告制度の周知徹底を図るとともに、監視活動及び取締りを一層強化すること。

併せて、将来的なライセンス制の導入も含めた遊漁管理の在り方について検討を進めること。

■ Ⅲ-3-(1)～(3)

3 沿岸重要資源の適正利用

我が国周辺海域へ来遊するマサバ、カツオ、サンマ等の重要資源について、最新の資源評価に基づく適切な資源管理を徹底し、漁獲圧の適正化及び秩序ある資源利用を確保すること。

あわせて、外国漁船による漁獲実態や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が来遊量や資源動態に及ぼす影響を科学的に把握・評価し、資源評価の精度向上を図ること。

その上で、国際的な資源管理の枠組みにおいて、漁獲上限や国別枠等の実効性ある管理措置の実現に向け、我が国が主導的に協議を推進すること。

■ Ⅳ-3~5

Ⅴ外国漁船問題等について

近隣諸国との間では、政府間や民間において様々な協定の締結や協議が行われ、漁業秩序の確立に向けた努力が続けられている一方、我が国の排他的経済水域（EEZ）や暫定水域等をめぐっては、依然として大きな課題が残されています。

我が国周辺水域では、外国漁船による違法操業や無秩序な操業がみられ、サンゴ網やかにかご等の投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響が懸念されるとともに、漁具被害等、我が国漁船の操業に大きな支障が生じています。

また、暫定水域を含む広い海域に分布する資源については、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築を図ることが引き続き重要な課題となっています。

さらに、我が国漁業者の操業機会の確保、外国漁船や外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、外国漁船等の避泊に伴う地元漁業や海洋環境への影響の防止、投棄漁具や漁具被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操業できる環境を確保することが重要となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイル発射は、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

つきましては、外国漁船問題等について、次のとおり要望いたします。

1 国・地域別の操業秩序と漁業協定等の見直し

（1）大韓民国（韓国）

ア 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

■ Ⅵ-1 一段落目

イ 我が国EEZ内への入漁抑止

※前文で排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）と記載

韓国漁船の我が国EEZ内への入漁が再開された場合、以前のように我が国漁船との操業トラブルが頻発する恐れがあるため、韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。

■ Ⅵ-2-（3） 一段落目

ウ 暫定水域における操業秩序等

日韓暫定水域内においては、韓国政府へ操業秩序やルールの厳守を要請するとともに、効果的な資源回復・管理対策を講じること。

また、ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種について、TAC対象魚種拡大の議論に先立ち、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築に向けた協議及び共同調査体制の整備を進めること。

さらに、海底清掃に係る民間合意については、その趣旨が十分反映されるよう国として積極的に関与すること。

■ VI-2-(3) 二段落目以降

(2) 中華人民共和国(中国)

日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

また、中国国内法でも禁止されているさんご網漁業について、取締りを可能にする体制を構築し、再発防止を徹底すること。

さらに、北緯27度以南の海域について、虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

■ VI-2-(4) サンゴ網除去に係る一文は除く

(3) ロシア連邦(ロシア)

ロシアとの4漁業協定に基づく我が国漁業について、協定に基づく操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。

また、我が国EEZ内に入域し操業するロシア漁船について、操業実態を踏まえ、漁獲割当量の設定や漁獲物組成の透明化等により資源への影響を抑制するとともに、我が国漁船の安全な操業及び漁具被害を防止するため、必要な連絡体制を確保すること。

■ IV-3 二段落目

■ VI-2-(5)、(6) 一段落目

(4) 台湾

日台漁業取決めについて、適用水域から「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、地理的中間線から東側の我が国EEZ内においては、取決め適用水域を除き台湾漁船の操業を認めないこと。

また、先島諸島南側水域等の適用水域拡大については、今後協議の対象としないこと。

あわせて、取決め適用水域内において、我が国漁船が安全に操業できる水域の拡大、操業隻数制限等の資源管理措置に関する協議を進めるとともに、台湾漁船のPI保険加入の義務化を含め、衝突等事故への対応の実効性確保を図ること。

■ VI-2-(1)、(2)

2 外国漁船等に対する取締・監視等の強化

(1) 領海及びEEZ内における取締体制の強化

我が国漁船の安全操業を確保するため、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船の増隻並びに人員体制の増強等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制を一層強化すること。

■ VI-3-(1)

(2) 外国公船等の動向監視と我が国漁船への情報提供体制の強化

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為について、再発防止の徹底を図ること。

また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船から、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制を一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心して操業できるよう対策を強化すること。

■ VI-3-(2)

(3) 外国漁船等の避泊に伴う漁業被害防止と海洋環境保全

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風接近時など船舶の安全確保上やむを得ない場合に限り認める運用を徹底すること。

また、避泊中の錨泊位置や期間、廃棄物処理等に関するルールの遵守について、国が監視・指導を強化し、地元漁業や環境への被害を最小限に抑えるよう必要な措置を講ずること。

■ VI-3-(3)

3 外国漁船による投棄漁具及び漁具被害への救済・対策

外国漁船による無秩序な操業、漁具の投棄等により、我が国漁船の操業に支障が生じているため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実・強化

すること。

また、漁具被害の復旧支援については、全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、制度の拡充を検討すること。

なお、海底清掃の実施後も回収しきれないサンゴ網については、除去技術の開発を進め、回収に努めること。

- Ⅵ-4
- Ⅵ-2-(4) サンゴ網除去の部分
- Ⅵ-2-(6)

4 北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射については、外交ルート等を通じて国際社会と連携し、その抑止と問題の解決に努めること。

また、発射の兆候・発射情報を迅速かつ確実に把握し、沿岸自治体や漁業者への即時の情報提供、VMS 等を活用した漁船位置の把握及び緊急連絡・避難体制の整備・運用を一層強化し、漁業者の安全確保に万全を期すこと。

- Ⅵ-3-(4)

Ⅵ 海面利用をめぐる調整について

海面は、漁業だけでなく、遊漁や遊泳、ダイビング、プレジャーボート等による海洋レジャーにも広く利用されており、その利用形態は一層多様化しています。特に、遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理への悪影響が懸念されています。

このため、遊漁については、遊漁マナーや漁業制度に関する周知・啓発を進めるとともに、環境保全対策を講じ、遊漁による資源利用の実態把握や、遊漁者が資源管理に参加するための体制整備を図る必要があります。

また、プレジャーボート、水上オートバイ等については、安全運航の確保と漁業被害の防止の観点から、利用者の把握や組織化、保険加入の義務化を含む被害補償の充実、安全教育の徹底など、実効性ある対策を進める必要があります。

さらに、操縦免許や船舶検査を要しないミニボート等については、耐航性や視認性に対する認識が十分でないまま沖合への出航や夜間航行が行われ、海難事故が発生していることから、操縦免許の義務化など新たな規制の創設を含めた安全対策の強化、利用者把握及び保険加入の促進等を図る必要があります。

加えて、海面利用の多様化が進む中、風力発電等の海上大規模開発事業については、地元漁業者に限らず、漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等に対しても、早期の情報伝達と誠実な説明を確保する必要があります。

つきましては、海面利用をめぐる調整について、次のとおり要望いたします。

1 海洋レジャーとの調整

(1) 秩序の維持と環境保全

ア 遊漁マナー・漁業制度の周知と広報の強化

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者に限らず、広く国民に理解が得られるよう、積極的な広報・啓発を行うこと。

その実施に当たっては、漁業関係団体及び全国レベルの遊漁関係団体等と連携し、イベント、小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を行うこと。

■ Ⅶ-1-(1)-ア

イ 環境保全対策の強化

遊漁者によるゴミの投棄等に対する対策として、罰則の強化やガイドラインの策定等の環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

■ Ⅶ-1-(1)-イ

(2) 資源管理の実効性確保

ア 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、クロマグロで導入されている採捕報告義務付けや届出制の運用状況を踏まえ、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象魚種についても、資源評価に活用可能な釣獲情報を確実に把握し、管理する制度を創設すること。

■ Ⅶ-1-(3)

イ 遊漁者が資源管理に参加する体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を確保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。

また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。

■ Ⅶ-1-(4)

(3) 安全確保と被害補償

ア プレジャーボート等の運航安全の確保と漁業被害の防止

法令や規則、マナーの周知徹底並びに安全教育を実効あるものとするため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握及び組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

■ Ⅶ-2-(2)

イ プレジャーボート等の利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボート等の利用者に対し、漁業被害を含む対人・対物賠償責任を担保する保険加入を義務付ける制度を整備すること。

その制度設計に当たっては、対人被害に加え、休業損失や漁具等の物損被害についても担保できる補償内容とすること。

また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に資する取組を強化すること。

■ Ⅶ-2-(1)

ウ スピアフィッシングに関する安全確保と周知・啓発

漁船等との衝突事故防止とスピアフィッシング利用者の安全確保の観点から、標識の適切な使用を含め、各地域のルールや資源管理の趣旨等について、周知・啓発を一層強化すること。

■ Ⅶ-1-(2)

(4) ミニボート等による危険行為の防止

ア 操縦免許義務化等による安全対策の強化

海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。

併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。

また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。

これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。

■ Ⅶ-3-(1)

イ 安全講習の義務化と所有者把握

ミニボート等(SUPを含む)の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件とし、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。

また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。

■ Ⅶ-3-(2)

ウ 保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。

また、義務化が実現されるまでの間は、当該保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。

さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートについても加入できる保険制度の整備を図ること。

■ Ⅶ-3-(3)

2 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。

■ Ⅳ-6

令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果(国からの回答)

Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について

R8年度提案趣旨

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体に、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その適切な運用により漁業制度の円滑な運営に寄与してきました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成に向け、海区漁業調整委員会に求められる役割は一層重要になっています。今後も引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構としての使命を十分に果たしていかなければなりません。

また、高度化・多様化する諸問題に確実に対処するためには、十分な議論の場と、それを支える安定した財政基盤が不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

	R8年度提案	回答、状況等
1	1 海区漁業調整委員会制度の堅持 海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とする組織として、その権限と役割が今後も十分に発揮されるよう制度運用を図ること。 継続	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。 継続 2 令和2年に施行された漁業法等においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。 継続
2	2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増大していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置を講じ、安定した財政基盤を確保すること。 継続	【水産庁】 1 漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の運営に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。 継続 【参考】漁業調整委員会等交付金 予算推移 令和2年度 181,302千円 令和3年度 181,302千円 令和4年度 181,302千円 令和5年度 176,302千円 令和6年度 176,302千円 令和7年度 171,302千円 令和8年度 167,654千円
3	3 海区漁業調整委員の資質向上について 海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与できるよう、国は海区漁業調整委員、地方自治体及び漁業関係者に対し、必要な情報提供と適切な指導・助言を行うこと。 漁業調整や資源管理をはじめとする広範な事案について、公平公正な審議を行うためには、専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。 内容変更	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員会の権限と役割について御理解いただくことも重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、様々な機会をとらまえて委員にご説明してまいりたい。 継続 削除 また、委員会の事務作業や手続きを担う事務局職員の資質向上も必要と考えていることから、例年、海区漁業調整委員会事務局職員研修会及び都道府県漁業調整担当者会議の中で、海区漁業調整委員会の役割と権限について資料を配布の上説明し、理解醸成を図っているところであり、まずはこの場を活用いただきたい。

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について

R8年度提案趣旨
密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するだけでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理への意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。 改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化し検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。 また、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない現状を踏まえ、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除する意識を高めるとともに、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが求められています。 つきましては、沿岸漁場の漁業秩序の維持と、密漁の未然防止に向け、次のとおり要望いたします。

	R8年度提案	回答、状況等
1	1 違法操業の取締強化等 （1）組織化及び広域化する密漁に対処するため、定期的な連絡会議や都道府県との情報交換を通じ、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制を一層強化するとともに、警察庁とも引き続き協力・連携し、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。 継続 （2）漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。 継続 （3）漁業者が実施する密漁パトロールに要する費用や、密漁防止看板の設置等の啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を講じること。 継続	【水産庁】 1　水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 継続 2　現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部（漁業調整事務所）と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 継続 3　今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 継続 4　また、昨年 11 月に「令和7年度漁業監督公務員研修会」を WEB 会議を併用して開催し、法務省、警察庁、海上保安庁、水産庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、同様に開催を予定している。 継続 5　沿岸域での密漁対策については、都道府県、海上保安庁、警察及び水産庁等の関係機関が、関係漁業者等と連携して実施することが効果的であると認識している。 継続 6　密漁対策の支援としては、都道府県への交付金により、密漁対策に資する密漁防止看板や監視カメラ等の必要な資機材の導入のほか、監視活動の支援を行っているところである。 継続 7　また、漁協、都道府県、警察及び海上保安庁等の関係者が密接に連携し、情報の共有、取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の取組を推進するとともに、水産物流通の適正化、一般市民への啓発を合せて行うことにより、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 継続 【参考 密漁対策の支援事業】 事 業 名：浜の活力再生・成長促進交付金 支援対象：密漁対策に必要となる資機材（看板、のぼり、監視カメラ、等）の購入費、監視活動の支援（監視員の保険料等） 補 助 率：1／2 【海上保安庁】 海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。 継続

2	2「密漁もの」の流通防止 （1） 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を排除するよう指導・啓発活動を強化すること。 継続 （2） 違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。 継続 （3） 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。 継続 （4） シラスウナギについては、県域を越えて広く流通していることから、水産流通適正化法の運用により、国主導で流通の透明化を図ること。 継続	【水産庁】 1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年 12 月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、拘禁刑3年、罰金 3,000 万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。 継続 2・なお、都道府県への交付金により、 ① 悪質化広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 ② メディアの活用や看板設置等による普及啓発 ③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。 継続 3 水産流通適正化法に基づき、特定第一種第一号水産動植物に指定されているアワビ、ナマコ、シラスウナギの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時県とも連携しつつ立入検査を行っているところ。 継続 4 また、令和8年4月に施行された漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律に基づき、太平洋クロマグロの大型魚（30kg 以上）について、TAC報告事項に採捕した個体の数の追加等されるとともに、漁業者、流通事業者に対して、個体の重量等の情報伝達や取引記録の作成・保存等が義務付けされた。同改正法の適正な運用によって TAC 未報告漁獲物の流通の防止に努める。 内容変更 5 水産流通適正化法に基づく電子システムへの支援については、アワビ、ナマコ、太平洋クロマグロの取引時に漁獲情報等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための伝達システムを国で構築・運用しているところである。 継続 6 シラスウナギの流通の透明化を推進するためには、採捕量の報告が適切になされていることが重要。流通の透明化を推進するためにも、各位におかれては、採捕報告の徹底に対する協力をお願いする。 内容変更 7 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 継続 【参考】密漁対策のための罰則強化の概要（令和2年 12 月1日施行） （新設）特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 拘禁刑3年／罰金 3,000 万円 無許可漁業等の罪 拘禁刑3年／罰金 200 万 ⇒拘禁刑3年／罰金 300 万円 漁業権侵害の罪 罰金 20 万円⇒ 罰金 100 万円

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

R8年度提案趣旨
太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づき、厳格な漁獲可能量管理が行われています。 これまでの資源管理の取組により資源が回復しており、令和7管理年度から小型魚・大型魚ともに増枠されましたが、その増加量は十分とは言えない状況です。 漁業者は、資源管理の重要性を理解し漁獲管理を実践していますが、沿岸域への来遊量の増加に伴い突発的な漁獲が生じ、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、各地で課題や混乱が発生しています。特にクロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントに過ぎない定置網漁業や延縄漁業等では、漁獲抑制のための休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業中止を余儀なくされ、漁業経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。 また、遊漁者については、大型魚の採捕報告の徹底、迅速化を図り、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に支障が生じないよう強力な指導が必要です。 つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次のとおり要望いたします。

	R8年度提案	回答、状況等
1(1)	1 クロマグロ資源の適正利用 (1) 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現 ア 日本の漁獲枠の増枠 太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で、引き続き、議論をリードし、資源回復に見合った漁獲枠の更なる拡大に取り組むこと。 内容変更 イ 資源評価結果を反映した増枠の実現 最新の情報を漁獲枠へ迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。 また、資源評価の結果に基づき自動的に漁獲枠が設定される管理戦略評価(MSE)の議論が進められているが、管理方式の見直しに当たっては、漁業者をはじめ関係者に丁寧に説明し、十分な理解を得て進めること。 内容変更	【水産庁】 1 太平洋クロマグロの資源管理については、7月の国際会議を皮切りに12月まで、今後の漁獲枠を含む管理方式について交渉が行われる予定となっています。 新規 2 漁獲枠を遵守するための、漁業者の皆様の現場での苦労については承知しており、関連する国際交渉において、資源状況に応じて漁獲枠が適切に設定されるよう、主要な関係国等との意見調整を進めながら、議論を積極的に主導してまいります。 新規 削除 1 資源管理の取組の結果、クロマグロの資源は回復傾向にあり、昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合において、小型魚10%、大型魚50%を基本とする増枠等が決定され、日本の漁獲上限も、2025年から、小型魚4,407トン(400トン増)、大型魚8,421(2,807トン増)に増枠された。また、未使用漁獲枠の繰越については、原則5%以内であるところ、昨年の年次会合では、17%に拡大する特例措置を期限なく適用できることが合意された。 2 昨年合意されたWCPFC保存管理措置は2026年に見直しを行う旨規定されているが、次回の漁獲上限の見直しは、現在議論中の新たな管理方式に基づき行われる見込みであるところ、同管理方式の議論を着実に進めていく必要がある。引き続き、漁業関係者の皆様による資源管理の取組を後押ししつつ、国際社会における議論を積極的に主導してまいりたい。 3 なお、次回の資源評価は2027年を予定しているが、資源評価については、国際的な科学機関であるISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)に関係国・地域の研究者が集まり、相当な時間と労力を費やして実施されるものであり、また、1年間では資源評価に係るデータの更新が限定的なものとなることから、1年ごとの資源評価は現実的ではない。
1(2)	(2) 漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用 ア 沿岸漁業に配慮した配分 国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とすること。 内容変更 イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し 近年、資源量の増加に伴い沿岸域への来遊量が増加している状況を踏まえるとともに、大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に一層配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じないよう見直すこと。 内容変更	【水産庁】 1 くろまぐろの国内配分については、水産政策審議会の下に学識経験者や、沿岸漁業者の団体の代表を構成委員とする「くろまぐろ部会」を設置し、そこでとりまとめた「配分の考え方」に基づき行っている。 継続 2 一昨年の増枠を踏まえた国内配分についても、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところである。 継続

	ウ 定置網漁業の突発的な入網への対応 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。 継続 エ 枠の融通と留保枠の有効活用 国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分とするとともに、最大限活用できる仕組みを確立すること。 また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保枠からの上乗せ配分や、当該都道府県の不等量交換による配分を当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。 漁獲枠の融通について、より機動的に運用できるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効活用を促進すること。 内容変更	3 さらに、国の留保枠からの配分については、「配分の考え方」に基づき、小型魚・大型魚ともに全量を沿岸漁業に配分しており、追加配分や不等量交換については、都道府県からの要望に基づき、当初枠への反映もできるよう、対応しているところ。 内容変更 4 また、都道府県間の漁獲枠の融通についても、より迅速な対応ができるよう見直し等を行っている。 新規
1(3)	(3) 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、事務取扱要領で謳められている都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件及び運用方法等を見直すとともに、今後の増枠の状況を踏まえ、新規承認を行うこと。 内容変更 イ 大臣届出漁業である沿岸まぐろはえ縄漁業者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 継続	【水産庁】 1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出している。また、令和7管理年度においては、都道府県が漁獲可能量の遵守に支障を及ぼさない範囲で、新規承認を日本全体で 5,000 を超えない数まで認めることとし、結果として約 2,800 の新規承認があったところである。 継続 2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸まぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県で管理手法の検討をしていただく必要があると考えるが、知事による管理上支障があるような操業をする沿岸まぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。 継続
2(1)	2 定置網漁業等における管理手法の確立及び支援措置 (1) 漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理 ア 定置網漁業等 定置網漁業における漁獲制限の具体的調整案をはじめ、漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。 規制の方法については、沿岸漁業者に過大な負担が生じないよう慎重に対応すること。 継続 イ 大中型まき網漁業 産卵量を安定して確保するため、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。 継続 ウ 大臣許可漁業 大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守を徹底させること。 内容変更	【水産庁】 1 一昨年（2024年）の増枠を踏まえた国内配分については、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところ。 継続 2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を推進しているところである。 継続 3 産卵親魚の漁獲規制については、 ① ISC（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づく WCPFC の資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。 ② そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされているところである。 継続 4 大臣許可漁業のIQ管理による資源管理については引き続き適切に実施してまいりたい。 内容変更

2(2)	(2) 混獲回避に係る技術開発 ア 混獲回避及び再放流技術開発 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。 また、まぐろはえ縄漁業や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。 継続 イ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発 クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を加速させること。 内容変更	【水産庁】 1 平成 29 年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。 継続 2 また、平成 29 年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、平成 30 年度補正予算からは漁船漁業にも対象範囲を拡大している。令和7年度補正予算においても、機器等の導入及び改良に対する支援を実施しており、ご活用いただいているところ。 継続 3 なお、イカを含む他資源への影響については、毎年度、水産研究・教育機構がクロマグロの胃内容物の調査を実施しているところであるが、「くろまぐろの資源量の増加によってスルメイカが減少した」との因果関係を示すデータはまだ得られていない。今後も胃内容物の調査を継続し、水産資源への影響の可能性について注意深く見定めてまいる。 継続 4 また、クロマグロによるいか釣り漁業の操業への影響を軽減する方法については、昨年、水産研究・教育機構が、水中灯の点滅による回避効果について調査を行ったが、更なる検証が必要であるところ。本調査の結果を踏まえ、水産庁として必要な対策を検討してまいりたい。一方、水中集魚灯の調査については、他の沿岸漁業との調整が必要であることから、調査の実施についてご理解・ご協力ありたい。 内容変更
2(3)	(3) 混獲回避、減収に対する支援制度 ア クロマグロ混獲回避の取組支援 混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入機器の対象範囲を拡大すること。 また、混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得や漁具導入等への支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。 内容変更 イ 混獲回避型休漁支援 混獲回避のための休漁支援については、採捕停止の長期化に見合う損失補填となるよう、実態に即して補助の発動条件を緩和するとともに、補助対象日数の拡大等、補填額の適正化を図ること。 内容変更 ウ 漁業収入安定対策事業の拡大 資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営を継続できるよう、支援措置を継続的に実施するとともに、法制化についても検討すること。 内容変更 エ いか釣り漁具被害対策 クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。 継続	【水産庁】 (ア及びイについて) 1 クロマグロの放流等による混獲回避への取組に対し、令和6年度及び令和7年度の補正予算により、混獲回避用の機器等のデータを提供する場合は支援上限額を 400 万円に引き上げる等、事業の拡充を行った。また、混獲回避のための休漁支援の予算を確保するとともに、小型魚から大型魚へ漁獲対象を転換する取り組みを支援する事業を開始するなど、支援策の更なる充実を図っているところである。 継続 2 厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。 継続 (ウについて) 1 計画的な資源管理等に取り組む漁業者が、漁獲変動などに伴い一定以上の減収が生じた場合には、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填するなどしており、令和7年度補正予算で 183 億円、令和8年度当初予算で 160 億円を措置したところ。 新規 2 現行の積立ぷらすは、平成 23 年の創設以来、15 年以上にわたり、毎年の予算編成過程により、必要な予算を確保しているところであり、当面、法制化の必要はないと考えている。 新規 (エについて) 1 操業被害による漁業収入の減少については、漁業共済及び積立ぷらすにより支援を行っている。なお、スルメイカについては、令和7年度から積立ぷらすの補償水準を特例的に引き上げる「強度資源管理タイプ」の対象に追加したところである。 継続 2 また、クロマグロによる漁具被害に対する支援のご要望については、耐用期間が短い消耗品的な漁具であり、保険の仕組みでカバーするのはハードルが高いのが実情。 内容変更

2(4)	(4) 漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告に係る現場の事務負担の軽減を図るため、漁獲状況をリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。 継続	【水産庁】 1 クロマグロについては、各漁業協同組合や都道府県の関係者の皆様に、迅速な漁獲報告にご協力をいただいているところである。 継続 2 漁獲報告における現場の事務負担の軽減については、既に全国500 箇所以上の産地市場・漁協等から水揚げ情報を収集する体制を整備したところであり、こうしたシステムを御活用いただきながら、引き続き、関係都道府県の協力の下、システム間の連携強化や利活用の推進を図り、現場の負担軽減に取り組んでまいりたい。 内容変更
3	3 遊漁者等の操業自粛措置 (1) 周知指導 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実効性を高めるため、国は資源管理制度を広く周知し、関係省庁が広域的かつ横断的に連携して監視活動を強化するとともに、採捕自粛や停止の指導を徹底し、違反者への取締りを強化すること。 継続 (2) 採捕報告 遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの強化と法体系を整理すること。 継続 (3) 遊漁制度 クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。 継続	【水産庁】 ((1)について) 1 クロマグロ遊漁に関する資源管理措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどのほか、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っている。 継続 2 また、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、大型魚の全国の採捕数量が各月の上限を超えるおそれがある場合は、当該月の末日まで採捕を禁止する旨を公示し、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を図っている。 継続 3 さらに、取締りについては、これまでも都道府県や海上保安庁と連携してマリーナでの実地指導等を実施しているところであり、違反が確認された場合には、農林水産大臣による裏付命令を発出しているところである(当該命令に従わなかった場合、1年以下の拘禁刑又は50 万円以下の罰金等)。 引き続き、関係機関と連携しつつ、取締りの強化を図ってまいりたい。 継続 ((2)について) 4 遊漁で採捕したクロマグロの報告については、報告用 Web サイトや LINE から採捕量等の報告を義務付けており、報告期限については、令和8年度は、令和7年度から引き続き、陸揚げ後1日以内とし、迅速な報告を求めている。 継続 5 また、採捕報告を集計する際に報告内容に不審な点があった場合、報告者に連絡し、報告内容等の確認を行うとともに、疑義情報に接した際には、関係機関と連携して調査等を行っている。 継続 ((3)について) 6 今後のクロマグロ遊漁管理については、令和6年3月に策定・公表した新たな資源管理ロードマップに基づき、現行の制度・運用について強化するとともに、令和8年4月に導入した届出制による管理を推進し、管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的な TAC による数量管理への移行を推進していくこととしている。 継続

Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について

R8年度提案趣旨
水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用が不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。 一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが、大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用をめぐる競合が恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いに対する沿岸漁業者の懸念は依然として解消されていません。 また、北太平洋の公海におけるサンマについては、令和6年4月、北太平洋漁業委員会（NPFC）で、令和6年の措置として、公海におけるTACを15万トンから13.5万トンに削減する等の措置が合意されたものの、この漁獲枠は近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船による大量漁獲と我が国漁業への悪影響が懸念されます。 さらに、大中型まき網漁業等においてクロマグロの漁獲制限を受け、マダイやブリなど他の魚種に漁獲対象の転換が進めば、沿岸の漁業資源への影響が一層拡大することも危惧されます。 つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次のとおり要望いたします。

	R8年度提案	回答、状況等
1(1)	1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 （1）沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。 また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。 さらに、大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しを行い、実効性のある規制措置を検討すること。 内容変更	【水産庁】 1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。 継続 2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、一方的な大臣許可漁業に対する規制の強化は困難であるが、漁業の特性や、海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 継続
1(2)	（2）カツオ、スルメイカにおける漁業調整 カツオやスルメイカにおいては、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じていることから、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用及び操業調整の取組みを進めること。 また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中が沿岸漁業の資源利用に悪影響を及ぼさないよう、TAC管理等の資源管理の強化に加え、国主導で関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。 継続	【水産庁】 1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 継続 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 継続 3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあるところ、漁業の特性や、海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。 継続
1(3)	（3）海洋環境の変化への対応 海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。 また、漁獲効率の高い大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。 継続	【水産庁】 1 適切な資源管理を推進するためには、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。昨年3月に策定・公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、資源調査や海洋観測等により、生物情報や海洋環境データ等を収集し、最近の急激な海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価に取り組んでいるところである。 また、（国研）水産研究・教育機構では漁海況予報の発表も実施しており、こちらについても精度向上に取り組んでいるところである。 継続

		2　また、沿岸漁業であれ、沖合漁業であれ、海洋環境や水産資源が変化・変動する中、これに適応する操業が求められていると認識しており、水産庁としては、このような対応への支援を行ってきている。 継続 3　また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が行われるよう指導してきたところであり、大中型まき網漁業に限らず、一方的な規制強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 継続
1(4)	(4) 沖合漁業の漁船の大型化への対応 いわゆる「もうかる漁業」や「IQ導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃」との方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場に悪影響を及ぼし、沿岸漁業者の操業に支障を生じさせるおそれがあることから、このような措置を進めるに当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。 継続	【水産庁】 1　労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことが重要であり、そのためには大型化が必要となる場合があると考えている。 内容変更 2　一方で、資源の適切な管理も確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業創設支援事業）において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまでも、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 継続 3　漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て（IQ）が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のための取組も進めていく所存で、漁業の存続を図るためにこうした対策を講じていることについてご理解いただきたい。 内容変更
2(1)	2　沖合漁業の操業秩序の確立 (1) VMSを有効に活用した取締強化 大中型まき網漁業の付属船も含め、VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。 また、VMS 航跡情報について、国だけでなく都道府県でも確認できるよう、体制を構築すること。 さらに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは把握できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。 内容変更	【水産庁】 1　違法操業の監視・取締りに当たって、漁船の操業状況等を把握できる「衛星船位測定送信機（VMS）」の重要性は高まっていることから、 ・　全ての大臣許可船について、VMS の設置・常時作動を義務づけ、 ・　さらに令和5年度に漁業法を改正し、通信を妨害する行為等を禁止するとともに、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）を措置したところである。引き続きVMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。なお、漁業法上、VMS の設置等の義務は許可船舶が対象であり、付属船は対象になっていない。 内容変更 2　禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMS では把握できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。 継続 3　違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めるとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処してまいりたい。 継続 4　なお、操業秩序を維持するためには、沖合漁業だけでなく沿岸漁業についても遵法操業が必要であり、都道府県による指導・取締りの徹底をお願いする。 継続

2(2)	(2) AISの利用普及 AISの利用普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。 継続	【水産庁】 1 AISの利用普及については、 ① 設置漁船に対する漁船保険料の助成 ② 高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資するAISの導入支援等の取組を実施しているところである。 継続 削除 ③ スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進 2 また、国土交通省を始め関係各省と連携したリーフレット等による周知啓発の実施等、AISの普及に向けた指導に努めている。 継続 3 貴会からも、当該リーフレット等を活用して、AIS の普及啓発にご協力をお願いする。 内容変更 (参考)リーフレット掲載先 https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/anzen-87.pdf 削除 これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、漁業の安全対策に取り組んでまいりたい。 【国土交通省海事局】 AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの作動が徹底されるよう周知等を行ってまいります。 継続
3	3 マサバ太平洋系群の適正利用 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き資源管理の取組みを強力に指導すること。 また、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、実態に応じた漁獲割当量の設定及び漁獲物の組成の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全な操業を確保すること。 さらに、伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に過剰な漁獲圧がかからないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。 内容変更	【水産庁】 1 マサバ太平洋系群については、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)を実現する資源量水準の達成を目標とするTAC管理を開始するとともに、ご指摘の大中型まき網漁業においては、令和3管理年度より漁業法に基づく漁獲割当て(IQ)方式により管理をしているところである。また、令和6年度中に資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を3回開催し、その結果を踏まえて資源管理方針を見直したところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。 継続 2 我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、日本漁船の安全な操業を確保するため、ロシア漁船の操業禁止期間や操業禁止区域、ロシア漁船と我が国漁船の船間距離の確保等の操業規制を導入してきたところ。また、ロシア漁船に対しては、これらのルールの指導・取締りを行うとともに、立入検査等により漁獲量等の確認を実施している。引き続き、合理的な漁獲割当量の設定及び日本漁船の安全確保に向け交渉に臨むとともに、国内における資源管理の効果が損なわれないよう監視・取締りに取り組んでまいりたい。 内容変更 3 伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸含め複数の漁業が同資源を利用していると承知しているが、その利用の在り方については、数量管理を基本としつつ、地域の各漁業における漁場利用の実態も踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に対し指導してまいりたい。 継続

4	4 カツオ資源の適正利用 近年の日本沿岸域への来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、最新の資源評価に基づく国際的な管理方式や管理措置の見直しを推進すること。 内容変更	【水産庁】 1　我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向け、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要であることは認識している。 継続 2　2022年にWCPFCで採択された暫定管理方式では、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量を制限する措置等が定められている。 内容変更 3　また、2025年に実施されたカツオの資源評価では、現在、カツオの資源状態は過剰漁獲でもなく、乱獲状態にも陥っていないとされているが、引き続き管理方式が適切に実施されるよう対応してまいりたい。また、2027年にはかつおを含む熱帯まぐろ類の保存管理措置の見直しが予定されており、科学的根拠にもとづく保存管理措置の導入に向け取り組んでいく所存。 内容変更 削除 4　なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。
5	5 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマやマサバなど公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TACの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。 また、公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図ること。 さらに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。 継続	【水産庁】 <国際的な資源管理の推進> 1　北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC（北太平洋漁業委員会）を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。 継続 2　サンマについては、本年4月に開催されたNPFC第10回年次会合において、2025年の措置として、公海におけるTACを昨年の12万1500トンから5%削減した11万5425トンに削減する等の措置が合意された。 内容変更 3　サバ類についても、同会合において、公海における漁獲量を昨年の7万1千トンから、5万1千トンに制限する措置が合意された。 内容変更 4　さらなる管理措置の強化に向けて、来年4月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存である。 継続 <科学的評価の実施> 5　また、外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。 継続

6	6 海上大規模開発事業の関係者説明 風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。 継続	【水産庁】 1 現在、国全体として、2050 カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーを推進しており、洋上風力発電設備の設置については、「海洋再エネ整備法」（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律）に基づき、漁業等との調和に配慮しながら進めることとされている。 継続 2 同法では、洋上風力発電事業の実施により「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」が要件の一つとして規定されている。そのため、具体の案件形成においては、関係漁業者への十分な情報提供や議論を行い、漁業への支障の有無を確認する必要があると考える。 継続 3 案件によっては、関係する漁業者が、地元の漁業者に限られない場合もあることは認識しており、関係都道府県に対しては、利害関係のある漁業者をきちんと把握し、その者の意見を丁寧に聴いた上で進めるよう求めているところ、引き続き、経済産業省及び国土交通省（海再エネ整備法の主務省庁）とも連携して対応してまいりたい。 継続

V 漁業法改正後の制度運用について

R8 年度提案趣旨
改正漁業法では、TAC 対象魚種の拡大など新たな資源管理措置が導入され、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が不可欠です。 一方で、対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれており、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。 また、新たな制度の運用に当たっては、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減も求められています。 つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

	R8 年度提案	回答、状況等
1(1)	1 改正漁業法施行後の事務の円滑化 （1）事務の円滑化 改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。 新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。 継続	【水産庁】 1 これまでも、漁業法の円滑な運用のため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 継続 2 円滑な制度運用に向けては、都道府県や関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 継続
1(2)	（2）申請、報告システムの構築 システムの構築と運営について、現場の負担軽減のため、必要な技術的・予算的支援を十分に行うこと。 継続	3 また、システムについては、既に全国 500 箇所以上の産地市場・漁協等から水揚げ情報を収集する体制を整備したほか、漁船登録や漁業許可についても、一元的に管理可能なシステムを構築し、都道府県によるデータ移行を順次進めているところである。 内容変更 4 引き続き、令和6年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に沿って、関係都道府県の協力の下、システム間の連携強化や利活用の推進を図り、現場の負担軽減に取り組んでまいりたい。 内容変更
2(1)	2 新たな資源管理措置等 （1）資源評価の精度向上 利用可能な最大限の漁獲データを用いることに加え、同一資源を利用する外国漁船や遊漁者の漁獲実態を踏まえるとともに、研究機関の体制の強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。 また、精度の高い資源評価や適正・柔軟な TAC 運用方法が確立されるまでは、厳格な数量管理を行わないこと。 新規	【水産庁】 1 資源評価の精度向上のため、漁業者からの漁獲データの他、漁船で取得された魚群探知機データの活用に取り組んでいるところ。 また、遊漁の漁獲量については、キンメダイの資源評価において推定がなされてきたところであるが、その他の資源においても実態把握・情報収集及び評価結果の反映について検討を実施しているところ。 外国漁船の漁獲量については、統計情報の活用とともに、人工衛星データの活用による推計等を実施しており、引き続き地域漁業管理機関等における研究者間の意見交換及び情報共有等を図ってまいりたい。 令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算の活用による上記の取組及び研究機関の体制強化・拡充により資源評価の精度向上を図ってまいりたい。 新規 2 新たにTAC管理の対象となった資源については、課題解決を図りながら段階的に順次TAC管理を実施するステップアップ管理を導入することとしている。 新規

2(2)	(2) 自主的な資源管理の評価 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価すること。 その上で、当該管理手法が十分な効果を発揮している魚種については、資源評価の中で自主的な資源管理の効果が明確に分かるような配慮や、漁獲量管理に固執せず自主的な資源管理での対応を検討すること。 また、従来より関係都道府県が連携して資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持すること。 内容変更	1 漁業法に基づく資源管理においては、持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）を実現する資源量水準の達成を目標とし、TACによる管理を基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとしている。 継続 2 漁業者によりこれまで行われてきた自主的な管理については、地域の実態に応じて行われてきた重要なものであり、引き続き法に基づく資源管理協定等を活用して、数量管理との組み合わせにより実施してまいりたい。 自主的な資源管理の取組等が資源に与えている影響を資源評価結果報告書においてお示しすることについて、資源評価を行う試験研究機関の議論をふまえ、個別に検討してまいりたい。 内容変更 3 資源管理協定については、その取組の効果の検証等を適切に実施するため、令和8年3月にガイドラインを策定したところであり、科学的知見を踏まえて検証するなど、資源管理協定制度の適切な運用に努めてまいりたい。 新規 4 漁業法においては、国と都道府県には水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有するとされている。引き続き都道府県と連携して、漁業生産力の発展に取り組んでまいりたい。 新規 削除 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC資源の拡大は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入（ステップアップ方式）により課題解決を図りながら進めてまいりたい。
2(3)	(3) TAC対象魚種追加等の慎重な議論 TAC対象魚種の追加等による資源管理の推進に当たっては、漁業者への影響が大きいことが懸念されるため、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、スケジュールに固執せず、十分な理解と同意を得た上で進めること。 また、資源状況、漁業実態、経済価値に加え、対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて、慎重に議論すること。 内容変更	【水産庁】 1 TAC資源の拡大は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入（ステップアップ方式）により課題解決を図りながら進めている。 継続 2 資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲できる量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するもの。漁業者が資源管理に取り組む過程で一定以上の減収が生じるような場合には、漁業収入安定対策事業により、短期的に生じる収入の減少を補填する仕組みを続けているところ。 内容変更
2(4)	(4) 漁業経営に配慮した漁獲管理 複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。 また、資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。 継続	【水産庁】 1 資源ごとにTACを設定し、管理する現在の方法では、魚を選択して獲ることが難しい漁業では、漁獲される資源の中で最も資源状態が悪い資源に合わせた管理になり、過度に非効率な漁業となりかねないリスクがあることは、TAC管理を進めていく上での課題であると認識している。 継続 2 ご指摘の混獲の対応を含め、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、TAC管理を円滑に進めるにあたっての課題について、各資源の特性や漁業の実態を踏まえて、漁業関係者と協力しながら解決を図ることとしており、TAC管理のステップアップ期間も活用して、資源ごとにどのような工夫ができるのかを引き続き検討してまいりたい。 継続

		3　資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもよい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するもの。漁業者が資源管理に取り組む過程で一定以上の減収が生じる場合には、漁業収入安定対策事業により、短期的に生じる収入の減少を補填する仕組みを続けているところ。 新規
2(5)	(5) TAC管理の柔軟な運用 従来から行われている都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通、次期管理期間からの前借について、より円滑な実行を図ること。 併せて、複数年管理や迅速な資源の再評価による期中のTAC調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時や、やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。 新規	【水産庁】 1　TAC管理においては、突発的な加入や漁場形成の変動等に対応し、資源の有効活用を図るため、漁業法の下、資源の特性や漁業の実態を踏まえて柔軟な運用をすることが重要と考えている。 新規 2　このため、現在、枠の融通や国の留保からの迅速な配分、リスク評価結果を踏まえた翌管理年度とのTACの調整等の運用を行っているところであり、引き続き、より良いTAC管理を実現するための手法を検討してまいりたい。 新規
2(6)	(6) 正確な漁獲量を把握する仕組み TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。 継続	【水産庁】 1　漁獲物が産地市場を通らずに流通する場合においても、TAC魚種を採捕した漁業者本人が漁獲報告を行う必要がある。なお、水産庁においては、漁業者本人が報告することが可能なシステム整備を既に完了しているとともに、都道府県によっては、電子的に報告するためのアプリケーションを作成し、国のシステムと連携することで正確な漁獲量の集計に利用いただいている。 内容変更 2　流通経路については、資源ごとに様々であることから、新しいTAC資源については、「TAC管理のステップアップ」のステップ1の期間において実態を把握し、関係都道府県等と協力しながら、より正確な漁獲量把握の体制整備を進めてまいりたい。 継続
2(7)	(7) 定置網漁業等の特性に応じた数量管理技術開発 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。 継続	【水産庁】 1　令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、効率的かつ効果的な放流を実現するため、入網した魚群を集め移動させる技術などを開発中である。 継続 2　引き続き、技術の開発を推進するとともに、開発した技術の普及に努めてまいりたい。 継続

Ⅵ 外国漁船問題等について

R8 年度提案趣旨

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立に向けた努力が続けられている一方、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域(EEZ)、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国 EEZ 内では、韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化し、中国のサンゴ密漁船が放置したサンゴ網や、韓国漁船のカニかご等の投棄漁具により漁場の荒廃や資源の減少を招くとともに、一部の外国漁船にあっては我が国いか釣り漁船の集魚したイカを不当に漁獲するなど、深刻な問題となっています。

また、暫定水域を含む広い海域に分布する魚種については、TAC 魚種の拡大を議論する前提として、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理体制を構築する必要があるとの意見も出されています。

さらに、外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降、これまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日にはべにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下する事案も発生し、一歩間違えれば大惨事となった可能性がありました。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくことができるよう、次のとおり要望いたします。

	R8 年度提案	回答、状況等
1	1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定 竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意内容が履行されていない現状を踏まえ、国が調整すること。 継続	【水産庁】 1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。 継続 2 また、我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいりたい。 継続 3 漁場交代利用及び海底清掃の問題については、これまでも長年にわたり韓国政府に対し、強い姿勢で問題解決に向けた働きかけを行っている。今後とも、暫定水域における資源管理及び操業秩序の問題の解決に向け、しっかりと取り組んでまいりたい。 継続 【外務省】 竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。 排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。 今後も双方にとって受入れ可能な合意が得られるよう努めていく考え。 暫定水域内の問題については、これまで外務省としても韓国政府に対し、問題解決に向けた働きかけを行っている。今後とも、しっかりと取り組んでまいりたい。 継続
2(1)	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 (1) 日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制 日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、地理的中間線から東側の我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。 また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。 内容変更	【水産庁】 1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。 継続 2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め適用水域の拡大について、台湾側と協議するつもりはない。 継続

		【外務省】 日台民間漁業取決めに関し、適用水域に関する御指摘については重く受け止めている。本年（2026年）1月に台湾で日台漁業委員会が開催され、2026年漁期の操業ルールについて漁業者の方々も交えて粘り強く交渉を行った結果、日本漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具流出を回避するため、台湾側にて漁業者に対する指導や行政処分を含む実効性のある措置を講じることで一致したと承知。 まずは、今回一致した操業ルールが適切に実施され、漁業者の方々の操業の安全が確保されるよう、関係省庁と連携しつつ、全力を尽くしたい。 既存の取決め対象の水域以外について、本取決めの対象として協議すべきではないと考えている。いずれにせよ、政府としては、同委員会での協議等を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいりたい。 内容変更
2(2)	(2) 日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のPI保険加入の義務化 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大や操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めるとともに、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。 継続	【水産庁】 1 日台民間漁業取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。 継続 2 本年1月の日台漁業委員会では、2026年漁期の操業ルールについて、前年の協議において操業ルールに明確に規定された、八重山北方三角水域における日本漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側の措置を、実効性のあるものとする旨規定された。 内容変更 3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、日本漁船が台湾漁船とのトラブルなく操業できるよう、台湾との協議に取り組んでまいりたい。 継続 【外務省】 VI-2(1)参照
2(3)	(3) 韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立 韓国漁船の我が国 EEZ 内への入漁が再開された場合、以前のように我が国漁船との操業トラブルが頻発する恐れがあるため、韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。 日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対し、韓国政府へ操業秩序やルールの厳守を要請するとともに、効果的な資源回復・管理対策を講じること。 また、海底清掃に係る民間合意については、その趣旨が十分反映されるよう国として積極的に関与すること。 さらに、ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、TAC魚種拡大の議論に先立ち、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理体制を構築することが必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、これら体制の確立に向けた協議を進めること。 また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。 内容変更	【水産庁】 1 韓国漁船の我が国 EEZ 内への入漁については、我が国漁業者の意向を踏まえて対応してまいりたい。 内容変更 2 暫定水域における資源管理や操業秩序の問題については、これまでも韓国政府に対し、強い姿勢で問題の解決に向けて働きかけているところ。引き続き、しっかりと取り組んでまいりたい。 継続 3 海底清掃については、民間合意を行った主体である大日本水産会とよく連携の上、暫定水域における資源管理や操業秩序の問題と合わせて必要な対応をしてまいりたい。 内容変更 4 また、分布域に暫定水域を含む魚種について、我が国としても暫定水域を含めた日本海の資源調査を実施してきたところ。資源評価等に関する関係国との連携強化は重要であり、本年1月に日韓科学者会合を開催したところ。 内容変更 【外務省】 現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっている。 このため、2016年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めている。 これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかり取り組んでいく。 継続

2(4)	(4) 中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策 中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。 また、中国国内法でも禁止されているさんご網漁業について、取締りを可能にする体制を構築し、再発防止を徹底するとともに、放置されたサンゴ網の除去による漁場回復対策を充実、強化すること。 さらに、北緯 27 度以南の海域について、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。 継続	【水産庁】 1 日中暫定措置水域および北緯 27 度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。 継続 削除 なお、北緯 27 度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられている。 2 中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年 12 月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を引き続き進めてまいりたい。 また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい（VI−4と同旨）。 継続 【外務省】 日中漁業協定に関し、御指摘については重く受け止めており、政府部内でもしかるべく共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、二国間当局間のルートを通じてしっかり対応していく。 継続
2(5)	(5) 対ロシア漁業の操業機会の確保 北海道では、日ソ地先沖合漁業協定をはじめ、ロシア連邦との4漁業協定に基づく漁業が行われているが、その1つである「北方四島周辺水域操業枠組協定」に基づく操業は、令和5年1月以降、ロシアが政府間協議に応じないことから出漁できない状況が続いている。 対ロシア漁業は、漁業生産はもとより、水産加工などの関連産業の裾野も広く、地域経済に大きく貢献する重要な漁業であることから、今後も協定に基づく操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。 継続	【水産庁】 1 現在、日ロ関係は全体として厳しい中にあるが、ロシアとの漁業交渉については、我が国の漁業活動に係る権益の維持・確保の観点から、ロシアによるウクライナ侵略以降も、操業機会及び漁業者の要望を踏まえた操業条件等が確保できるよう対応してきたところである。 継続 2 ただし、ロシア側に対しては、日本水域においてロシア漁船の操業による影響を受けている日本の漁業者からの要望（ロシア漁船に対する操業規制等）も踏まえて対応する必要があることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。 継続 3 また、ロシアとの4つの協定等のうち、北方四島 周辺水域 操業枠組協定に基づく操業については、ロシアによるウクライナ侵攻以降、ロシア側が協議に応じず、関係漁業者が操業できない状況が続いている。水産庁としては、関係漁業者の操業機会の確保が重要と考えており、操業が早期に再開できるよう、外務省と連携し、引き続き対応を行ってまいる。 継続 4 なお、北方四島周辺水域における我が国漁業者の操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」等を、我が国 200 海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施している。 継続

		【外務省】 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日露関係は全般的に厳しい状況にあるのは御承知のとおり。他方、日本政府としては、漁業等の実務的な取組については、漁業者の権益、また、我が国の漁業権益を踏まえ、しっかりと継続していく方針。 こうした考えの下、ロシアによるウクライナ侵略開始後も、漁業分野の3つの政府間協定及び1つの民間取決めに基づく操業ができるようロシア側とやり取りを重ねてきており、昨年（2025年）も、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定、貝殻島昆布協定に基づく操業が実現。 他方、残念ながら、北方四島周辺水域操業枠組協定については、ロシア側は我が国の対露制裁を理由に政府間協議に応じておらず、2023年以来操業が実施できていない。枠組協定は、日露間の懸案である北方領土周辺水域における北方領土隣接地域の漁業者による安全操業を実現するものであり、また、地域経済にも貢献してきた。政府としては、こうした点もしっかりと踏まえ、枠組協定の下での操業を早期に再開できるよう、引き続きロシア側に働きかけていく。 引き続き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、水産庁と連携し、安定的な操業を可能な限り支援していく。 継続
2(6)	(6) EEZ 内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止 EEZ 内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を維持、継続すること。 また、実際に漁具被害が発生している状況を踏まえ、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。 継続	【水産庁】 1　漁具被害への漁業者の懸念は十分理解しており、被害を未然に防止するため、日本側からロシア側に四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置海域を通報し、ロシア側がロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底する体制を構築している。 継続 2　2022 年以降はロシア漁船が原因と思われる漁具被害に関する情報が寄せられていない状況ではあるが、引き続きこうした取組を継続していく考えである。 継続 3　なお、外国漁船による漁具被害が発生した場合には、韓国・中国等外国漁船操業対策事業において、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の1／2以内を支援することとしているところ。 継続 【外務省】 ロシア・トロール船に関する日本の漁業者の懸念事項については、日ソ地先沖合漁業協定に基づく交渉において水産庁代表からロシア政府の代表に対して累次にわたり伝達してきている。 漁具の設置位置についても、交渉の結果に基づき、在ロシア大使館及び在ウラジオストク総領事館を通じてロシア側に通報してきているが、引き続き水産庁と連携し、通報体制をしっかり維持するとともに、漁具被害の防止に努めていきたい。 継続
3(1)	3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ① 領海及び EEZ 内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施 サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。 継続	【水産庁】 1　水産庁では、令和元年度から令和3年度にかけて漁業取締船2隻を大型化するとともに2隻を増隻し、本年度は計46隻の漁業取締船で監視・取締活動を行うことになる。 内容変更 2　また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、令和元年度から本年度までの7か年で、海事職を 34 名、その他8名を増員するとともに、令和4年4月に漁業取締課内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置した。 内容変更 3　外国漁船の取締りにあたっては、違法操業を防止するため、違反が頻発する海域・期間に重点的に漁業取締船・取締航空機を配備し、監視・取締活動を行っている。 継続 4　特に、大和堆周辺水域の我が国排他的経済水域においては、周年にわたり配備している漁業取締船に加え、我が国いか釣り漁業の漁期が始まる前の5月からは更に漁業取締船等を重点的に配備し、海上保安庁とも連携して対応を行っている。 継続

		5　今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、取締船の装備面の強化・充実、漁業監督官の増員等を図り、引き続き、我が国漁業者の安全な操業を確保できるよう努めてまいりたい。 継続 【参考１　水産庁漁業取締船の隻数の推移】（年度） R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 官船 8 8 9 9 9 8 8 9 用船 37 37 37 37 37 37 37 37 合計 45 45 46 46 46 45 45 46 【参考２　取締関係の定員数の推移】（年度） R1 R8 海事職（取締船） 198 232 漁業監督専門官・専門職 129 137 合計 327 369 【海上保安庁】 海上保安庁では、我が国の領海及び排他的経済水域において巡視船艇・航空機によるしょう戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正に対処しております。 また、海上保安体制の拡充について、令和4年12月に決定された「海上保安能力強化に関する方針」の中において、外国漁船の監視・取締り体制の拡充が含まれております。 大型巡視船や航空機の増強のほか、必要な要員の確保等を推進しているところであり、外国漁船の監視・取締りに万全を期してまいります。 継続
3(2)	(2) 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や漁業関係機関に対する情報提供 中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為について、再発防止の徹底を図ること。 また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制を一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心して操業できるよう対策を強化すること。 継続	【水産庁】 1　中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。また、同事案が発生した際には、外交ルートにおいても、直ちに中国側に厳重に抗議し、再発防止を強く求めている。 継続 2　水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して同諸島領海内への外国漁船の侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難であるが、水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。 継続 【海上保安庁】 海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、中国海警船への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、中国海警船が日本漁船へ近づこうとする場合には、日本漁船の周囲に巡視船を配備し、漁船の安全を確保することとしております。 また、関係省庁と緊密に連携しながら外国船舶の情報収集等を行い、尖閣諸島周辺を含む我が国周辺海域において漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を状況に応じて適切に行ってまいります。 継続
3(3)	(3) 外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止 外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風接近時など船舶に切迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。 継続	【水産庁】 1　外国漁船等の我が国の港への避泊にあっては、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危難がある場合や急病人の発生など人命の安全を確保する必要がある場合等、やむを得ない緊急の場合にのみ、農林水産大臣の寄港の許可が不要となるものであり、それ以外の場合には、寄港許可が必要である旨、強く指導してきたところである。 継続

		2　なお、外国漁船に対し、やむを得ず緊急避泊を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うよう引き続き指導するとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないよう、外国漁船に対し、基本的ルールの遵守についても要請してまいりたい。 継続 3　また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。 継続 【海上保安庁】 海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対して、船体や周囲の状況等も総合的に勘案しつつ、緊急入域の要件に該当するかどうかしっかりと確認を行っております。 そのうえで、緊急入域する外国船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が付近船舶の航行に支障がある際や、設置されている漁具に被害を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導しております。 また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導を行っております。 引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。 継続
3(4)	(4) 北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保 北朝鮮のミサイル発射については、令和5年6月に、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下する事案が発生し、一歩間違えば大惨事となっていた可能性がある。 このため、外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。 また、警戒監視、情報収集を継続し、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供するとともに、VMSの位置情報を活用した情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の強化を図り、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。 万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。 継続	【水産庁】 1　北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、関連する安保理決議に違反し、国民の安全に関わる重大な問題であり、政府として、引き続き、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げていくとともに、米国及び韓国を始めとする国際社会とも協力しながら、関連する安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の核・ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく考えである。 継続 2　北朝鮮から弾道ミサイルが発射された場合は、内閣官房から送付される発射情報を水産庁から直ちに漁業無線局や都道府県等へ自動転送し、漁業無線局では自動的に音声に変換し漁業無線で漁船へ伝達するシステムを導入しており、さらに水産庁から漁業無線局や都道府県を通じて漁船の安全を確認する作業も行っている。 継続 3　水産庁としては、引き続き漁業者の安全確保に万全を期するため、関係省庁と連携して、迅速な安全情報の提供に努めてまいりたい。 その上で、万が一、海上において被害が生じた場合には、巡視船艇等による救助をはじめ、政府一体となって、救命・救助等に全力で取り組むことになる。 継続 【外務省】 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、関連する安保理決議に違反するとともに、日本のみならず、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。 特に付近を航行する船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて問題であり、漁業関係者の安全に対する懸念についても理解。 北朝鮮による弾道ミサイル等発射に際しては、その度ごとに北朝鮮側に対して厳重に抗議している。 引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行に向けた取組を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、漁業関係者を含め、国民の安全・安心の確保に万全を期していく考え。 継続

4	4 投棄漁具等による被害の救済 韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。 また、海底清掃の実施後も回収しきれないサンゴ網については、除去技術の開発を進め、回収に努めること。 継続	【水産庁】 1　平成 25 年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業による支援を実施しているところであり、令和7年度補正予算により 27 億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和7年度補正予算により 22 億円を積み増したところである。 内容変更 2　今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額の確保を含め、影響緩和に努めてまいりたい。 継続

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

R8年度提案趣旨
海面は、漁業だけでなく遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーにも利用されています。特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されています。 このため、遊漁者に対しては、漁業制度や遊漁マナーに関する啓発を徹底するとともに、遊漁による資源利用実態把握と、遊漁者も適切な資源管理に参加する体制整備が求められています。 また、プレジャーボート等については、安全運行確保と漁具被害防止の観点から、利用者に対する保険加入の義務付けや物損被害への補償の充実、利用者の把握のための組織化が必要です。 操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラ回転緊急停止機構あり）については、耐航性や視認性の低さを認識しないまま、沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港周辺での遊漁等が行われ、海難事故が発生していることから、操縦免許の義務化など新たな規制の創設も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策が必要です。 さらに、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ、水上スキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船による海難事故が頻発している状況にあります。 つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次のとおり要望いたします。

	R8年度提案	回答、状況等
1(1)	1 遊漁と漁業の調整 （1） 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施 ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と連携し、イベントの実施や小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報を行うこと。 内容変更 イ 遊漁者によるゴミの投棄に対する罰則の強化やガイドラインの策定など、環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。 継続 ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組みとして、スマートフォンをかざすことで海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）が確認できるアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。 継続	【水産庁】 1 遊漁のルールやマナーを広く国民に周知するため、水産庁ではHPに「遊漁の部屋」を設けるほか、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接、普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。 小型船舶操縦免許の講習については国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 内容変更 2 また、遊漁者と漁業者のトラブルを防止する取り組み事例の一つとして、静岡県西伊豆町では、「海釣りGO!」というアプリで漁港内釣り場の管理を行っており、その中でルールの周知を行っているような事例もあることは承知している。 継続 3 引き続き、遊漁船業法に基づく協議会の活用を推進するとともに、遊漁団体、釣りメディア等と連携して遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、努めてまいりたい。 継続
1(2)	（2） スピアフィッシングに対する規制強化 漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成などの指導・普及啓発を強化すること。 継続	【水産庁】 1 ヤス等を用いて目的物を突き刺して採捕するスピアフィッシングについては、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具・漁法については制限が課されている。 継続 2 スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。 継続 3 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、HP に「遊漁の部屋」を設けているほか、都道府県の関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し、イベント等において配布しているところであり、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。 継続

1(3)	(3) 遊漁者の資源利用の実態把握 国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化し、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。 内容変更	【水産庁】 1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたほか、令和8年4月から遊漁者や遊漁船・プレジャーボートに対する届出制を導入し、実態把握を進めているところである。 内容変更 2 クロマグロ以外の魚種については、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化など、遊漁者が資源管理に取り組みやすい環境の整備に努めている。 継続 3 漁業におけるTAC管理導入の進展等に応じ、漁業者からは遊漁によるマダイやサケなどの採捕量把握や管理強化が強く求められているところであり、関係者と連携しつつ、採捕量等の情報収集・推計に取り組んでいく必要があると認識している。 継続 4 また、遊漁船業法における協議会の仕組みを利用し、地域における遊漁の資源管理に対するルールづくり等を促すとともに、業務主任者に対し、利用者に採捕報告を促すよう協力を求めているところである。 継続 5 なお、遊漁船業と漁業の兼業率は7割程度であることに加え、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。このような既存組織や前述の遊漁船業に関する協議会なども活用して資源管理の重要性や遊漁採捕量把握の必要性、資源の持続的利用のためのルールなどについて意見交換・情報共有を行っていく必要があると考えており、引き続き、都道府県や関係団体と連携して検討していきたい。 継続
1(4)	(4) 遊漁者が資源管理に参加する体制整備 漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。 漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理のルール導入を図ること。 また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。 継続	【水産庁】 1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年、都道府県遊漁・海面利用業務担当者に対して調査を実施し、実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。 継続 2 また、遊漁船業法における協議会制度については、都道府県知事が当該都道府県の区域内の遊漁船業者、漁業者、漁協等を構成員として組織することができ、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととされている。これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたい。 継続
2(1)	2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止 (1) プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化 プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害等を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。 法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償内容を充実させること。 また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。 継続	【水産庁】 1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にご相談いただきたい。 継続 2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険事業として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。 継続 3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。 継続 4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくと聞いている。 継続

		【国土交通省海事局】 令和6 年末の保有台数が約 8,300 万台、事故発生件数が約 29 万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられていますが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみです。 他方、令和6 年末のプレジャーボートの保有隻数は約 20 万隻、海難事故は833件であるところ、年間の事故件数や、自賠責制度の補償の範囲を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償や休漁補償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられます。 なお、プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することによって、漁業被害を含む補償を担保することが可能です。 人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識しており、国土交通省では関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へ保険制度の周知を行うよう指導しております。 今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取り組んでまいります。 継続
2(2)	(2) 利用者の組織化によるマナーの周知徹底 法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。 継続	【水産庁】 1 プレジャーボートや水上オートバイ等の運航に係る安全性の確保については、国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 継続 2 プレジャーボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 継続 3 また、放置艇対策においては、令和6年3月に、水産庁及び国土交通省において「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」を公表したところ、具体的な対策として、 ① 係留・保管能力の向上 ② 効果的な規制措置の実施 ③ 水域管理者等による監督の推進 ④ 放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施 ⑤ 広域的な対策の推進 を示しているところである。 水産庁としては、今後とも、放置艇対策の方向性を踏まえ放置艇を係留・保管するための収容施設の整備や既存施設の有効活用等により、放置艇対策を推進してまいりたい。 継続

		【国土交通省海事局】 小型船舶操縦士免許の取得又は更新に際しては、教本や視聴覚教材を用いて、関係法令や規則等を習得させるための教育を行っております。 また、小型船舶操縦者の遵守事項について、関係省庁等と協力して、全国各地のマリーナ等を巡回して違反の取締りを行うとともに、各地で開催されるボートショーなどにおいてリーフレットの配布等による周知啓発に取り組んでおります。 加えて、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、発航前検査の実施や船外機の適切な点検・整備を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、プレジャーボートの安全確保に向けた取組を行っております。 なお、ミニボートユーザーに対しては、ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者が販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封し、海上交通ルールの順守等を周知しており、国土交通省としても、HP に「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」のパンフレット及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、各地で開催されるボートショーなどボートユーザーが多く集まるイベント等において安全啓発を実施しているところです。 国土交通省としましては、これらの活動を通じて、小型船舶操縦士のマナー向上を図り、漁業関係者とプレジャーボート利用者の共生に引き続き努めて参ります。 継続 小型船舶操縦免許証には5 年間の有効期間が設定されており、その更新の際に、関係法令や規則に関する最新の知識等について更新講習を受講させることにより、これらの知識等を継続的に習得させています。これに加え、小型船舶操縦者の遵守事項に違反した者に対しては、違反点数を付与するとともに、安全意識の徹底のための再教育も実施しております。 また、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、水上オートバイに乗る際に遵守すべき事項や船舶番号の適正な表示を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、一層の安全確保に向けた取組を行っております。 さらに、水上オートバイについては、メーカー直営販売店などで組織化された全国 NPO 法人パーソナルウォータークラフト安全協会（PWSA）において、ユーザーに対して安全に係る周知啓発活動を実施しており、国土交通省もその活動を促進しているところです。 また、国土交通省においては、ボートユーザーが多く集まる全国のボートショーなどのイベント等において、安全啓発に係る周知活動を実施しているところであります。 国土交通省としましては、これらの取組を通じて、水上オートバイの操縦者に対する周知啓発に努めてまいります。 継続
3(1)	3 ミニボート等による危険行為の防止 （1）操縦免許義務化等による安全対策の強化 海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。 併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。 また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。 これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。 内容変更	【水産庁】 1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 継続 2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 継続 3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 継続

		【参考】 令和8年度国土交通省交通安全業務計画は、交通安全対策基本法の規定により、内閣府が作成した第 12 次交通安全基本計画(令和8年3月中央交通安全対策会議決定)に基づき、令和8年度において、国土交通省が交通の安全に関し講ずべき施策等について、定めたものである。 第2部 海上交通の安全に関する施策 第4節 小型船舶の安全対策の充実 2 プレジャーボートの安全対策の推進 (2)ミニボートの安全対策の実施 ミニボート※の安全安心な利用を推進するため、国土交通省ホームページにおいてユーザー向け安全マニュアル及び動画を公開しているところ、海事関係イベントにおける展示、関連団体等による安全講習会における使用及びミニボート販売時における同梱等の形で同マニュアル等が活用されるよう呼びかけていくなど、ミニボートユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。 ※ミニボート 長さ3m未満、機関出力 1.5kW 未満で、検査・免許が不要なボート 【国土交通省海事局】 ミニボート(長さ 3m 未満かつ機関出力 1.5kW 未満)は、低出力・低速で航行できる区域が限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要としておりますが、安全安心な利用を促進するため次のような周知・啓発の取組を行っております。 国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画を HP に掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っております。(当該マニュアルでは、3m 以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取付けを進めております。) また、関係団体は HP に、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施しております。(当該マニュアルでは、夜間や暗い未明に出航しないことや、他船に気付いてもらえるよう、ボートに目立つ旗を高く掲げておくことを推奨しております。) このような取組みを継続し、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう、官民が連携し取り組んでまいります。 内容変更
3(2)	(2) 安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握 ミニボート等(SUPを含む)の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件として義務付け、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。 また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。 さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。 継続	【水産庁】 1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 継続 2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 継続 3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 継続 【参考】海難の現況と対策について(海上保安庁) 令和7年のミニボートの事故隻数は98(96)隻。船舶事故隻数は2隻増加。(※()内は令和6年)

		【国土交通省海事局】 ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知しています。 しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関と連携し、誰でも参加できるミニボート講習会を案内しています。 国土交通省においても、HP に掲載している「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」において、ミニボートに連絡先を記載しておくことを推奨し、万が一流出した場合に海上保安庁へ連絡することを案内しています。引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参ります。 削除 及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、 国土交通省では、救難活動に支障を及ぼすことがないよう、海上交通のルールやミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、業界団体と連携し、安全啓発活動に取り組んでいます。 なお、国による船舶の登録制度については、売買時のトラブルの防止や信用販売の円滑化等を図るほか、放置艇の適正な保管場所への誘導や不法投棄の未然防止のために実施しているものですが、財産価値が低いこと等の理由から、小型で小馬力の船舶などは、対象外としています。 また、ミニボートは、構造・設備について比較的簡易であるため、全体の海難事故に占める割合は小さく、航行できる水域が限られていることから、被害規模が限定的であり、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えています。 いずれにせよ、ミニボートの海難事故の減少に向け引き続き実効性のある対策を検討実施していきたいと考えています。 削除 漂流しているミニボートの利用者を特定するために、国土交通省では、HP に掲載している「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」において、ミニボートに連絡先を記載しておくことを推奨し、万が一流出した場合に海上保安庁へ連絡することを案内しています。 内容変更
3(3)	(3) ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化 ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。 法制化に当たっては、対人のみならず、休漁や漁具等の物損被害の補償を充実させること。 また、義務化が実現されるまでは、任意保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。 さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。 継続	【水産庁】 1 ミニボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にご相談いただきたい。 継続 2 日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象であり、スポーツやレクリエーション用のミニボートも当該責任保険の対象になっている。 継続 3 船底が FRP 成型されている推進器付きゴムボートについては、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくならないため、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象としていないと聞いている。 内容変更

		削除 4　プレジャーボート責任保険は、漁船保険事業の実施に支障のない範囲において、日本漁船保険組合が行う任意保険事業であるため、ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。 【国土交通省海事局】 　ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現行のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えております。 　また、ミニボートの利用者に対しては、プレジャーボート保険への加入を促すことを含めて安全啓発を行っている（パンフレットの配布等）ところ、今後も保険への加入率向上に向けて取り組んでまいります。 　なお、プレジャーボート保険については、様々な損害保険会社等が提供しているところ、「船底がＦＲＰ成型されていない推進器付きゴムボート」を対象としているかは保険商品により異なるため、各保険会社にお尋ねいただければと思います。 継続

参　考　資　料

「　要望事項とりまとめの留意点について　」

平成２０年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いします。

記

1　要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。

2　要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。

3　要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。

4　継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。

5　要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成 19 年 6 月 29 日
全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成 18 年 12 月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

①　要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
　→　「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
②　有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
（有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。）
③　外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

別紙

【様式1】令和9年度全漁連要望見直しに係る個票

［海区名：香川海区（事務局案）］

No.	要望項目	区分	海区の考え	理由	備考
1	Ⅵ-1 1 海洋レジャーとの調整 (1)資源管理の実効性確保 イ 遊漁者が資源管理に参加する体制整備	内容変更	以下のとおり修正すべき （原案） 漁業者に対する操業規制との公平性を確保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参画させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。 また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。 （修正案） 漁業者に対する操業規制との公平性を確保し、資源を利用する者全体による実効性のある資源管理を実現するため、遊漁船業者のみならず、プレジャーボート利用者等の不特定多数の遊漁者を資源管理に参画させるための法制度や体制を整備すること。 また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、全国的な遊漁管理制度の整備に向けた検討を進めること。	プレジャーボート利用者等の不特定多数の遊漁者を資源管理に参画させるためには、遊漁船業法の協議会制度等による組織化のみでは対応が困難であるため、不特定多数の者を含む遊漁者全体を管理する法制度及び体制の整備を求めるもの。 また、全国的な遊漁管理制度の整備に向けた国の検討着手を求めるもの。	

R8.9.16　資料3
香川海区漁業調整委員会

令和８年度（第61回）全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催について

1　開催日・場所

第１日目 ＜会議＞ 令和８年11月５日（木曜日）

リーガホテルゼスト高松　２階「エメラルド」
（〒760-0025　香川県高松市古新町9-1）

第２日目 ＜現地視察＞ 令和８年11月６日（金曜日）

四国水族館
（〒769-0201　香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁４）

2　日程・議題

第１日目＜会議＞（11月５日）

・時間：14時00分から17時00分まで（受付：13時00分から）

【議題案】・報告事項（令和８年度国への要望活動の結果等について）
・令和９年度西日本ブロック会議要望事項について
・次期開催海区について
・情報交換（テーマ未定）

・意見交換会：18時00分から

第２日目＜現地視察＞（11月６日）

・時間：９時30分から11時30分まで
・内容：館長による講演(水族館の概要、地域の水産業等と連携した取組等)、館内見学

3　その他（意見交換会について）

・日時：令和８年11月５日（木曜日）18時00分から
・場所：リーガホテルゼスト高松　３階「翡翠」(香川県高松市古新町9-1)
・負担金：8,000円/人

令和８年度（第61回）全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の出欠等

ご芳名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1. 出欠（該当に丸を記入ください。）

11月５日（木曜日）＜会議＞ 会場：リーガゼストホテル高松		11月６日（金曜日）＜現地視察＞ 場所：四国水族館
会議	意見交換会※	
出席　・　欠席	出席　・　欠席	参加　・　不参加

※意見交換会については、会費として当日お一人様8,000円を頂戴いたします。

2. その他

現地視察にご参加希望の方は以下について、該当に丸を記入ください。

移動手段 ※1	バックヤードツアー※2の希望
送迎バス　・　私用車　・　その他（　　）	有　・　無

※1 送迎バスの乗車場所は会議会場（リーガゼストホテル高松）で、８時30分に出発します。また、帰路の降車場所は高松駅ほかを予定しています。なお、私用車等でご移動の場合は集合時刻（９時30分）までに四国水族館入口前まで集合ください。駐車場あり（別紙参照）。

※2 バックヤードツアー：飼育員のガイド付きで大水槽の裏側を見学することができます（ツアー時間約20分）※費用負担はございません。



ツアーの様子

関係者専用駐車場のご案内

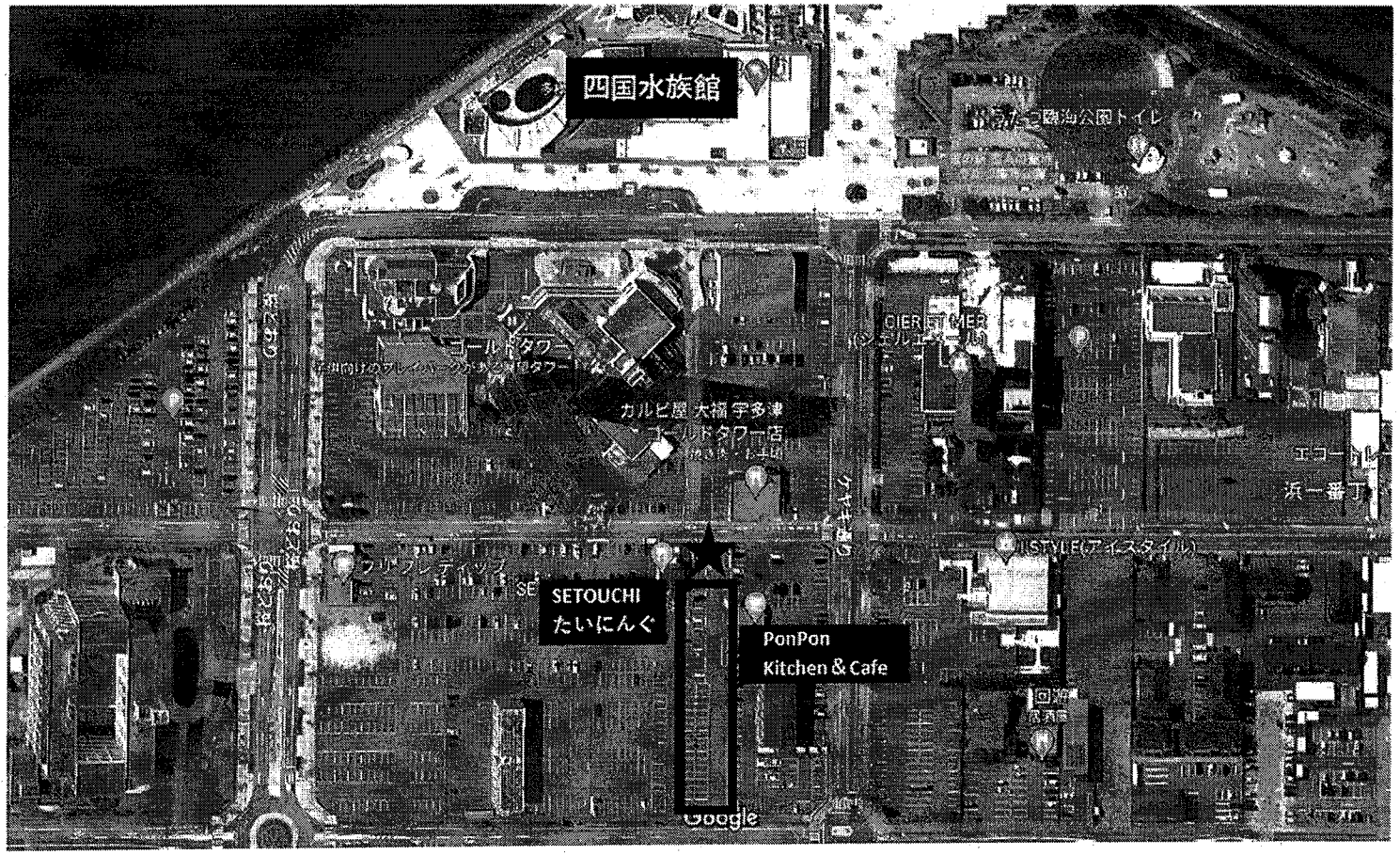

・上記枠線内の空いている駐車スペースにお停めください。
・出入口（★）にカラーコーンバーを設置しています。出入りの際は開閉のご協力をお願いいたします。

別紙

R8.9.16　資料４
香川海区漁業調整委員会

資源管理の状況等の報告（共同漁業権、定置漁業権）について
報告期間（共同・定置）令和７年１月１日～令和７年12月31日

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、１年に１回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告するものとされています。

今回、共同漁業権および定置漁業権について、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

漁業法　抜粋

（資源管理の状況等の報告）

第九十条　漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

２　都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

◎資源管理の状況等の報告（漁業権の漁獲成績報告）一覧

区分		漁業の種類		件数	報告対象期間
区画	第1種区画漁業	のり養殖業		68	4/1～翌3/31
		わかめ養殖業		18	
		こんぶ養殖業		5	
		あおのり養殖業		6	
		その他藻類養殖業		5	
		藻類複数種養殖業		13	
		かき垂下式養殖業		23	
		あさり垂下式養殖業		1	
		あかがい垂下式養殖業		5	
		貝類複数種垂下養殖業		4	
		あわび小割式養殖業		2	
	第3種区画漁業	あかがい等養殖業		5	
共同	第1種共同漁業	あわび漁業、なまこ漁業ほか		119	1/1～12/31
	第2種共同漁業	建網漁業	藻建網 磯建網	65	1/1～12/31
			かに建網 春かに建網		3/1～11/30
		桝網漁業	雑魚桝網	55	1/1～12/31 ～翌1/31 ～翌2/末　等
			雑魚桝網以外		
	第3種共同漁業	つきいそ、地びき網		5	1/1～12/31
定置	定置漁業	あじ定置網漁業		2	6/1～12/31

今回、報告分（共同漁業権、定置漁業権）

報告の様式例

1種共同漁業

共同漁業権における資源管理の状況等の報告

〇〇漁業協同組合

第１種共同漁業　　第〇〇号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

令和〇年〇月〇日～令和〇年◇月◇日

1　資源管理の状況等	
漁業権行使規則の取組実績	行使人数、操業期間、 操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	体長制限の遵守 〇〇の種苗放流（５㎝サイズ、〇〇千尾。〇月〇千尾） 藻場造成（〇〇を〇月に10基設置） 休漁（9/1～10/30） 有害生物の駆除（〇月に〇〇を〇千個駆除）　等
その他の取組	海上における密漁監視（〇回） 漁村文化の継承に関する体験学習（〇回延べ〇人）等

2　漁場の活用の状況					
漁業の名称	組合員行使権者数	延べ操業日数	漁獲量	採捕方法	備　考
わかめ漁業	〇〇人	〇×人	kg		
あわび漁業			kg		
さざえ漁業			kg		
うに漁業			kg		
なまこ漁業			kg		

3　漁場を活用していない理由

資源管理の状況等の報告（共同漁業権、定置漁業権）取りまとめ

報告対象期間：R7.1.1～R7.12.31

区　分		漁業の種類	免許件数	活用漁場件数	割合	資源管理の取組状況	生産量（kg）
共同	第1種共同漁業	あおのり漁業	119	119	100%	体長、殻長制限種苗放流等	0
		てんぐさ漁業					20
		わかめ漁業					4,251
		もずく漁業					322
		あさり漁業					321
		あわび漁業					1,167
		いわがき漁業					1,341
		さざえ漁業					10,053
		はまぐり漁業					60
		えむし漁業					39
		うに漁業					300
		なまこ漁業					35,146
		小計					53,019
	第2種共同漁業	建網漁業	65	65	100%	体長制限の遵守種苗放流等	91,982
		桝網漁業	55	54	98%		176,988
		小計					268,970
	第3種共同漁業	地びき網	3	1	33%	体長制限の遵守藻場の造成等	611
		つきいそ	2	2	100%		
		小計					611
合計							323,211
定置	定置漁業	あじ定置網漁業	2	2	100%	漁期の短縮	88,482

（内訳）

第二種共同漁業漁獲量内訳（建網）　(kg)

マダイ	メバル・カサゴ	キジハタ	ヒラメ・カレイ類	タケノコメバル	その他	計
39,911	10,692	15,588	4,675	2,041	19,075	91,982

第二種共同漁業漁獲量内訳（桝網）　(kg)

マイワシ	マアジ	サバ類	マダイ	スズキ	その他	計
2,967	21,045	17,936	62,263	14,147	58,630	176,988

第三種共同漁業漁獲量内訳（地びき網・つきいそ）　(kg)

スズキ	マダイ	キジハタ	メバル	クロダイ	その他	計
37	444	0	8	63	59	611

定置漁業　(kg)

マアジ	イワシ類	サバ類	マダイ	サワラ	その他	計
47,313	23,311	4,704	2,533	224	10,397	88,482

（参考：前年情報 R6. 1. 1～R6. 12. 31）

第二種共同漁業漁獲量内訳（建網）　(kg)

マダイ	メバル・カサゴ	キジハタ	ヒラメ・カレイ類	タケノコメバル	その他	計
38,957	10,475	13,907	3,469	958	26,272	94,038

第二種共同漁業漁獲量内訳（桝網）　(kg)

マイワシ	マアジ	サバ類	マダイ	スズキ	その他	計
1,126	25,353	15,473	49,802	16,947	57,826	166,527

第三種共同漁業漁獲量内訳（地びき網・つきいそ）　(kg)

スズキ	マダイ	キジハタ	メバル	クロダイ	その他	計
32	171	0	5	69	46	323

定置漁業　(kg)

マアジ	イワシ類	サバ類	マダイ	サワラ	その他	計
33,736	8,488	4,698	10,460	3,724	32,515	93,620

R8.9.16　資料5
香川海区漁業調整委員会

海区漁業権一斉切替え事務処理日程表

手続	項目	令和８年度（令和３年度）								令和９年度（令和４年度）												令和10年度（令和５年度）									
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
海区漁場計画	漁業権の一斉切り替えスケジュールについて（海区委員会）		●																												
	漁業権行使状況等調査（県・漁協）			→	→	→	→	→	→	→	⇢																				
	漁業権の一斉切り替えについて（海区委員会）										●																				
	県海水養殖漁協、県海苔研等意見聴取										→	→																			
	免許方針案協議（海区委員会）												●																		
	免許方針の決定及び説明会												●																		
	漁場計画要望ヒアリング、漁場調査 漁業権行使規則案ヒアリング													→	→	→															
	海区漁場計画素案の作成														→	→	→														
	漁協等総会（臨時） 漁業権取得(・行使規則制定)の意思決定 海区漁場計画設定要望書提出（漁協等→県）																→	→													
	関係機関への協議・調整																→	→	→												
	海区漁場計画の事前協議（県→海区委員会）																		●												
	利害関係人の意見聴取（県HP）																		→	→											
	意見聴取に対する対応・結果公表（県HP）																			→	→	→									
	海区漁場計画（案）の諮問(県→海区委員会)																						●								
	公聴会・答申（海区委員会→県）																							●							
	海区漁場計画公示（県HP）																							●							
免許 区画（藻類）	免許申請 漁業権行使規則の認可申請（漁協等→県）																									●					
	被免許者の諮問（県→海区委員会）																										●				
	被免許者の答申（海区委員会→県）・決定																										●				
	免許・公示（県HP） 行使規則認可																											10/1			
免許 共同(見直し)区画（藻類以外）定置	免許申請 漁業権行使規則の認可申請（漁協等→県）																												●		
	被免許者の諮問（県→海区委員会）																													●	
	被免許者の答申（海区委員会→県）・決定																													●	
	免許・公示（県HP） 行使規則認可																														1/1

※ 水産庁から通知される技術的助言の内容や時期によっては変更の可能性があります。

８水産第　　号
令和８年　月　日

様

香川県水産課長

漁業権の行使及び管理状況について（依頼）

１　区画漁業権及び定置漁業権に係る一斉切替のための確認

令和５年 10 月１日及び令和６年１月１日付けで免許した区画漁業権及び定置漁業権については、免許の存続期間が令和 10 年９月 30 日及び令和 10 年 12 月 31 日までとなっており、令和 10 年 10 月１日及び令和 11 年１月１日付けで漁業権の一斉切替えを予定しております。

漁業権の一斉切替えにあたっては、知事は海区漁場計画を定めるものとされております。これは、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう作成するものです。

次期海区漁場計画の作成に向けて、まず、現状の漁業権の行使状況及び管理状況を把握し、区域や期間の変更等の希望の有無を把握する必要があります。

つきましては、全ての漁業権について、現状の行使状況を調査の上、別紙調査票を記入し令和８年〇月〇日（〇）までに提出してください。

なお、調査結果及び後日実施を予定しているヒアリングの結果により、必要な場合は現行免許内容の見直し等を行う予定ですので申し添えます。

また、今回一斉切替えの対象となっている漁業権について、本調査票の提出がなかった場合は、現状の漁場利用の状況把握ができない等の理由により、切替え作業の準備ができないこともありますので、ご留意ください。

２　共同漁業権に係る海区漁場計画の見直しについて

令和６年１月１日付けで免許した共同漁業権については、免許の存続期間は令和 15 年 12 月 31 日までですが、海区漁場計画を定めるにあたり、期中見直しを行います。

今回の見直し範囲（新規の漁場設定や区域の拡大、縮小など）については、今後通知される国からの技術的助言に基づいて行います。このため、共同漁業権の扱いについては、別途連絡をいたしますが、共同漁業権の行使状況等についてもあらかじめ調査票に記入いただき、上記期限までに併せて提出を宜しくお願いします。

【調査の問合せ先】
香川県水産課　漁業調整グループ（宮奥・石田）
TEL　087-832-3473
Fax　087-806-0200
E-Mail　fr7188@pref.kagawa.lg.jp（宮奥）

記入例

共同漁業権行使状況調査票

令和８年実績

漁協名等：　○○漁業協同組合　　担当者：　○○　○○

１．免許番号	共第　○○○　号	共有状況	単独　・　[共有] （☆☆漁協）
２．漁業の種類	第一種共同漁業	漁業の種類	あわび・さざえ・なまこ漁業
３．漁業時期	１月　１日　～　１２月　３１日		
４．行使状況	１）行使の有・無	有	
	２）行使者数	１５　人	
	３）証票発行の有・無	有	
	４）操業方法・漁具	操業方法： 素潜り漁業、いさり漁業 建網　　枚建て 反以内 桝網　　統/人	
	５）漁獲量 （近年の平均的な漁獲量）	主な漁獲物：春　夏あわび、さざえ 秋あわび　冬あわび、なまこ 漁　獲　量：　２トン／年	
	６）桝網位置図（添付のこと）		
５．漁場評価	１）環境条件	良・[普通]・悪	理由：
	２）作業性	[良]・普通・悪	理由：島影で風の影響少ない
	３）生産性	[良]・普通・悪	理由：安定した漁獲がある
	４）総合評価	[良]・普通・悪	理由：
６．行使上の問題点等	資源を保護するため、休漁期間を設定したいという希望がある。		
７．管理状況	１）漁場標識		
	①標識設置位置（施設配置図に図示のこと、種類を併記）		
	②灯標等の設置状況 （灯標の種類：　灯色：　数：　基） （灯標の種類：　灯色：　数：　基） 水面上の高さ　m		
	３）管理上の問題点等		

裏面に続く

	近年、一般の遊漁者の密漁が増えてきており、監視に手間がかかっている。注意喚起する看板の設置を検討している。
8．変更希望等 1）～4）に該当するものに○印をつける	① 現行どおりの内容で更新予定
	2）放棄する予定 理由：
	3）拡大希望・縮小希望 ①区　域（現行区域と変更を希望区域が比較できる図面を添付） ②期　間：現行（　　月　　日）⇒希望（　　月　　日） ③理　由：
	4）その他（新規等、理由も併記）

（※）なお、漁業権行使状況及び変更希望等については、後日ヒアリングにより調査を行う予定

記入例

定置漁業権行使状況調査票

令和８年実績

免許権者：　□□　□□　　担当者：　□△　□△

１．免許番号	定第　○　　号			
２．漁業の種類	定置漁業		漁業の種類	あじ定置網漁業
３．漁業時期	６　月　１　日　～　１２　月　３１　日			
４．行使状況	１）行使の有・無	有		
	２）施設設置状況	施設配置図 （別紙を添付）		
	３）漁獲量 （近年の平均的な漁獲量）	主な漁獲物：春 たい・さわら 夏 あじ 秋 あじ、　冬 たちうお 漁　獲　量：　１００トン／年		
	４）施設設置期間	６月　１日　～　１２月　２５日		
５．漁場評価	１）環境条件	良・[普通]・悪	理由：	
	２）作業性	良・普通・[悪]	理由：北西の季節風が強い	
	３）生産性	[良]・普通・悪	理由：回遊経路である	
	４）総合評価	[良]・普通・悪	理由：	
６．行使上の問題点等	・最近の温暖化等の影響により、魚種ごとの回遊時期が変化しており、漁獲が安定しない。			
７．管理状況	１）漁場標識			
	①標識設置位置（施設配置図に図示のこと、種類を併記）			
	②灯標等の設置状況 （灯標の種類：ＫＡ３型　灯色：黄色　数：　２　基　） （灯標の種類：　灯色：　数：　基　） 水面上の高さ　１．５ｍ			
	３）管理上の問題点等			

裏面に続く

8．変更希望等 1）～5）に該当するものに○印をつける	1）現行どおりの内容で更新予定
	2）放棄する予定 理由：
	3）拡大希望・縮小希望 ①区　域（現行区域と変更を希望区域が比較できる図面を添付） ②期　間：現行（　　月　　日）⇒希望（　　月　　日） ③理　由：
	4）その他（新規等、理由も併記）

（※）なお、漁業権行使状況及び変更希望等については、後日ヒアリングにより調査を行う予定

記入例

区画漁業権行使状況調査票

令和８年実績

漁協名等：　〇〇漁業協同組合　　担当者：　△△　△△

１．免許番号	区第　〇〇〇号	共有状況	単独　・　[共有] （□□漁協、☆☆漁協）
２．漁業の種類	第１種区画漁業	漁業の種類	のり　養殖業 （　　のり　　）
３．漁業時期	１０　月　１　日　～　翌年　３　月　３１　日		
４．行使状況	１）行使の有無	有	
	２）行使者数	１０　人	４）施設配置図 （別紙を添付）
	３）施設設置数（施設規模・台数） 100 枚セット　５台 120 枚セット　７台		
	５）１経営体当りの設置数（最大）	100 枚ｾｯﾄ　１台 120 枚ｾｯﾄ　１台	
	６）生産数量 （近年の平均的な数量）	のり　6,700 千（枚．尾．Kg．　） （枚．尾．Kg．　） （枚．尾．Kg．　）	
	７）施設設置期間	１０月　１　日　～　翌年２　年　１０日	
５．漁場評価	１）環境条件	良・普通・[悪]	理由：湾奥のため
	２）作業性	[良]・普通・悪	理由：　〃
	３）生産性	[良]・普通・悪	理由：管理が行き届く
	４）総合評価	[良]・普通・悪	理由：
６．行使上の問題点等	湾奥部で、潮流は遅いが、季節風が当たらず作業性は良い 近年、栄養塩の低下がはやく、生産期間が短くなっている。		
７．管理状況	１）漁場標識		
	①標識設置位置（施設配置図に図示のこと、種類を併記）		
	②灯標の設置状況 （灯標の種類：ＫＡ型　灯色：黄色　数：　６　基　） （灯標の種類：　灯色：　数：　基　） （灯標の種類：　灯色：　数：　基　）		
	③許可標識の有無	有　（　　基）　・　[無]	

裏面に続く

<table>
<tr><td></td><td>2）施設設置位置の確認<table><tr><td></td><td>①位置確認</td><td>見通線・ＧＰＳ等・その他（　　）</td></tr><tr><td></td><td>②施設設置</td><td>行使者のみで設置・管理委員等が確認</td></tr><tr><td></td><td>③施設撤去</td><td>行使者間協議　・各行使者間個別</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>3）管理上の問題点等
見通しの基点がわかりにくく、施設設置が困難である
船舶航行が多く、施設被害が発生している。</td></tr>
<tr><td>8．変更希望等

1）～5）に該当するものに○印をつける</td><td>1）現行どおりの内容で更新予定</td></tr>
<tr><td></td><td>2）放棄する予定
理由：</td></tr>
<tr><td></td><td>3）拡大希望・縮小希望
①区　域（現行区域と変更を希望区域が比較できる図面を添付）
②期　間：現行（　　～　　）⇒希望（　　～　　）
③理　由：　漁場が歪な為、漁場の有効活用ができていない。
漁場の潮通しを改善するために、拡大したい。</td></tr>
<tr><td></td><td>4）漁業内容変更：現行（　　）⇒希望（　　）
理　由：</td></tr>
<tr><td></td><td>5）その他（新規等、理由も併記）</td></tr>
</table>

（※）なお、漁業権行使状況及び変更希望等については、後日ヒアリングにより調査を行う予定

＜令和10年度漁業権一斉切替え用＞

漁業権行使状況調査票　記入要領

「漁業権行使状況調査票」の記入に際しては、次の要領に従ってお願いします。

調査票は１免許に対して、１枚作成してください。

【区画漁業権】　切替

１．免許番号・共有状況

共有している場合には、代表漁協と総ての共有漁協名を記載してください。代表漁協となっていない漁協も本調査票を提出してください。

２．漁業の種類

免許状に記載の漁業の種類（名称）を記入してください。

３．漁業時期

免許状に記載の漁業時期を記載してください。

４．行使状況

１）行使の有無：　有 又は 無

２）行使者数　：　実際に行使している人数

３）施設設置数：　例　　のり養殖　　セット規模（○枚セット）と台数

小割養殖　　小割規模（○m×○m×○m）と台数

わかめ養殖　幹縄長さ×本数（○m×○本）と台数

４）施設配置図：図１（例）のように区画内の施設配置がわかるような図面を添付

５）１経営体当りの設置数（最大）：当該漁業権区域内に１経営体当りで最大の施設の設置状況

例　　のり網　　○○枚　　小割　　○台など

６）生産数量　：この区画での平均的な生産数量

例　　のり　○○○○千枚、はまち　○○千尾　など

７）施設設置期間：実際に施設を設置してから撤去するまでの平均的な期間

５．漁場評価

現行免許の使い勝手、生産性等から行使者が感じている評価を記載してください。

１）環境条件：区画ごとに潮流、風、波、陸水の流入等を総合して、対象とする養殖物からみた評価

２）作業性　：環境条件、港からの距離、船舶航行等を勘案して、作業性からの評価

３）生産性　：養殖生産の面からの評価（他の漁場との比較など）

４）総合評価：１）から３）の評価及びその他の評価を含めて、総合的に評価

６．行使上の問題点等

漁場評価を始め、行使する漁業者の経営等から、その漁場を使用する上で問題となっていることを、記載してください。

7．管理状況

1）漁場標識：標識、灯標の位置、種類を施設配置図に記入してください。

例　スチロールブイ、プラスチックブイ、ＫＡ型、ＫＡ３型　など

2）施設位置の確認：施設の設置と撤去の方法を記載してください。

3）管理上の問題点：他種漁業、船舶航行等の関係を含め、管理上で問題となっていることを記載してください。

8．変更希望等

希望の詳細、漁業調整状況等について、後日ヒアリングを行います。

1）現行どおりの内容で更新予定：免許の内容を変えないで更新を予定している場合

2）放棄する予定：放棄する理由を記載する。

3）拡大希望・縮小希望：区域変更の内容が分かる図面等を添付すること。

4）漁業内容変更：小割→のり　等

5）その他：新規免許の希望等について、その内容と理由を記載すること。

【定置漁業権】　切替

１．免許番号

２．漁業の種類

免許状に記載の種類（名称）を記入してください。

３．漁業時期

免許状に記載の漁業時期を記入してください。

４．行使状況

２）施設設置状況：設置している定置網の漁具の設置位置を免許区域図に記入してください。

３）漁　獲　量　：季節ごとに漁獲される主な魚種名と年間の平均的な漁獲量を記入してください。

５．漁場評価

現行免許の使い勝手、生産性等から行使者が持っている評価を記入してください。

１）環境条件：漁場ごとに海底地形、潮流、風、波、陸水の流入等を総合し、漁獲物が生息又は回遊する環境からみた評価

２）作業性　：環境条件、港からの距離、船舶航行等を勘案して、作業性からの評価

３）生産性　：漁獲生産の面からの評価（他の漁場との比較など）

４）操業評価：１）から３）の強化及びその他の評価を含めて、総合的に評価

６．行使上の問題点等

漁場評価を始め、行使する漁業者の経営等から、その漁場を使用する上で問題となっていることを、記入してください。

７．管理状況

１）漁場標識：灯標の種類、水面上の高さを記入してください。

２）管理上の問題点等：他種漁業、船舶航行等の関係を含め、管理の上で問題となっている事項等を記入してください。

８．変更希望等

希望の詳細、漁業調整状況等について、後日ヒアリングを行います。

１）現行どおりの内容で更新予定：免許の内容を変えないで更新を予定している場合

２）放棄する予定：放棄する理由を記載する。

３）拡大希望・縮小希望：区域変更の内容が分かる図面等を添付すること。

４）その他：新規免許の希望等について、その内容と理由を記載すること。

【共同漁業権】　見直し（詳細については現状未定）

1．免許番号・共有状況

共有している場合には、代表漁協と総ての共有漁協名を記載してください。代表漁協となっていない漁協も本調査票を提出してください。

2．漁業の種類

免許状に記載の種類（名称）を記入してください。

3．漁業時期

免許状に記載の漁業時期を記載してください。

4．行使状況

1）行使の有無：　有 又は 無

2）行使者数　：　実際に行使している人数

3）証票発行の有無：　有 又は 無

4）操業方法・漁具：例　操業方法　いさり、素潜り、建網など

建網　三枚建て

１反以内

桝網　１統/人

5）漁　獲　量　：季節ごとに漁獲される主な魚種名と年間の平均的な漁獲量を記入してください。

6）桝網位置図　：設置している桝網漁具の設置位置を免許区域図に記入してください。

5．漁場評価

現行免許の使い勝手、生産性等から行使者が感じている評価を記載してください。

1）環境条件：漁場ごとに潮流、風、波、陸水の流入等を総合して、対象とする養殖物からみた評価

2）作業性　：環境条件、港からの距離、船舶航行等を勘案して、作業性からの評価

3）生産性　：漁業生産の面からの評価（他の漁場との比較など）

4）総合評価：１）から３）の評価及びその他の評価を含めて、総合的に評価

6．行使上の問題点等

漁場評価を始め、行使する漁業者の経営等から、その漁場を使用する上で問題となっていることを、記載してください。

7．管理状況

1）漁場標識：標識、灯標の位置、種類を施設配置図に記入してください。

例　スチロールブイ、プラスチックブイ、ＫＡ型、ＫＡ３型　など

2）施設位置の確認：施設の設置と撤去の方法を記載してください。

3）管理上の問題点：他種漁業、船舶航行等の関係を含め、管理上で問題となっていることを記載してください。

8．変更希望等

希望の詳細、漁業調整状況等について、後日ヒアリングを行います。

1）現行どおりの内容で更新予定：免許の内容を変えないで更新を予定している場合

2）放棄する予定：放棄する理由を記載する。

3）拡大希望・縮小希望：区域変更の内容が分かる図面等を添付すること。

4）漁業内容変更：あわび・さざえ→あわび・さざえ・なまこ　等

5）その他：R15 新規免許の希望等について、その内容と理由を記載すること。